

熊本市自治基本条例に関する 検討について(報告)

平成21年3月

熊本市自治基本条例検討委員会

目 次

報告にあたって	P 2
---------	----------

条例に規定すべき項目、内容

I 総則	P 3
II 役割	P 9
III 市政運営	P12
IV 情報共有・参画・協働	P20
V 住民投票	P24
VI 国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等	P27

資料

1 熊本市自治基本条例検討委員会設置要綱	P29
2 熊本市自治基本条例検討委員会委員名簿	P30
3 検討経過	P31
4 一巡目に参考とした条例案	
(1)行政案(H17.3 月上程案)	P34
(2)特別委員会正副委員長修正素案	P40
(3)市民会議素案	P44
(4)より良くする会の案	P50
5 二巡目に参考とした条例案	
(1)正副会長試案	P57
(2)委員提出条例案	P63
6 使用した資料一覧	P80

報 告 に あ た っ て

熊本市の自治基本条例の検討は、平成１５年からスタートし、平成１７年３月、第１回定例会に条例案を提案されましたが、継続審査となり、平成１７年４月に「地方自治の推進に関する調査特別委員会」が設置され、約２年間にわたり審議が尽くされた結果、平成１９年３月、第１回定例会で審議未了、廃案となりました。

しかし、特別委員会から「新たな議会構成のもとで、議案の立案の経緯、総務委員会や当委員会での２年近くに及ぶ調査・審議の経過を踏まえた上で、執行部、議会、市民がまさに一体となったシステムを構築し、新たに、よりよい条例案の策定を目指すべき」との提案がなされ、本会議において了承されたことを受け、平成１９年９月、学識経験者、市議会議員、公募委員、市職員の１６名で構成される「熊本市自治基本条例検討委員会」が設置されました。

検討委員会では、議会からの提案の主旨を踏まえ、条例に規定すべき項目と内容等について、これまで議論されてきた「行政案（H17.3上程案）」「特別委員会正副委員長修正素案」「市民会議素案」「より良くする会の案」の４案と他都市の条例を参考に検討することとし、一巡目は、各項目の必要性について、二巡目では、一巡目の結果を基に、正副会長がたたき台として試案を作成して、自治基本条例の盛り込むべき内容の協議を計１７回開催しました。

また、二巡目の協議に入ると、２名の委員から、意見として具体的な条例案が提示されたことから、その案も踏まえ、論点を整理しながら協議を行ったところです。

なお、協議にあたっては、可能な限り、意見の一致を図ることを目指しましたが、意見がわかれた場合は双方の意見を併記（「両論併記」）することといたしました。

この報告書には、自治基本条例に盛り込むべき項目と内容、併せて二巡目に協議した際の主な意見を整理して記載しております。今後、行政におかれては、この報告書を踏まえ、条例案の策定に取り組まれると思いますが、自治基本条例は、市民、議会、行政の共通のルールを定めるものでもあることから、この報告書につきましては、できるだけ多くの市民の方々への周知を行っていただき、多くの意見を踏まえながら、よりよい条例の策定を目指していただきますようお願いものです。

I 総 則

前 文

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

- (1) 熊本市がどういうまちであるか。
地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化 など
- (2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。
主権者である住民の信託に基づく市政、情報共有、参画、協働 など
- (3) 自治基本条例制定の意義
地方自治の本旨の実現、最高規範性(自治体の憲法といわれている意図がわかるように工夫) など

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

- (2) に「公共の福祉の増進に努める」を盛り込むこと

【主な意見】

○主権者である住民の信託に基づいて市政が行われること、自治基本条例を熊本市がつくる決意、自分たちに関わりがある条例であること、最高規範性などを盛り込むべきではないか。

○「信託」については、主権者である住民の信託に基づき市政は運営されているということを是非盛り込むべきだという意見と、「当然のことであり、信託された市長や議会がいるから市民の力は必要ないと誤解される可能性もあるので盛り込むべきではない」という意見

○最高規範性を前文に規定することで、自治基本条例が自治体の憲法と言われている意図がわかるように工夫をすべき。

○「公共の福祉の増進」については、「前文」や「基本理念」にどこでもいいので盛り込んでもらいたいという意見と、「公共の福祉」の概念を自治基本条例に入れるのは、権利を阻害される危険性があるので、盛り込むべきではないという意見

1 目 的

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(条例に規定する内容を明らかにするもの)

- (1) 自治の基本理念を明らかにすること。
- (2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めること。
- (3) 自治を推進するための基本原則を定めること。

(最終目的)

- (1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、住民の福祉の実現を目指すとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すこと。

【主な意見】

○「自治基本条例が自治体の憲法として・・・」と盛り込むべきという意見と、憲法という言葉を安易に使うべきではないという意見

○熊本市における自治の基本理念、自治運営の基本原則を明らかにすることを、目的に盛り込むべき。

○信託により選ばれた市議会、市長の役割、責務を明確にすることを、目的に盛り込むべき。

○住民自治による情報の共有と、住民参画、協働の市政運営を盛り込むべきとの意見と、「参画・協働」については「自治の基本原則」に書き込めばよいとの意見

○日本国憲法に規定する、地方自治の本旨に基づく自治の推進を、目的に盛り込むべき。

○「信託」は、市民にわかりにくいとの意見

○「住民の福祉の実現」を盛り込むべき。

2 自治の基本理念

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

地方自治の本旨に基づき、住民自治を拡充・推進しつつ、団体自治を確立していくため、次の基本理念を掲げる。

(1) 住民主権と信託に基づく市政

主権者である住民の意思を適切に反映した市政が行われること。

(2) 人権の尊重、住民の福祉の増進

一人ひとりの人権を尊重するとともに、住民の福祉の増進を図ること

(3) 情報共有、信頼、協働

市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。

(4) 市民の自発的、積極的な参画

市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。

(5) 持続可能な循環型社会の実現

(6) 国、県との対等な関係

熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。

【主な意見】

○国や県との対等な関係で、自立した市政運営、団体自治の実現と住民自治の原則を謳いこむ必要がある。

○自治の基本理念を体系化し、「住民主権の明確化」「信託に基づく市政」「人権の尊重と福祉の増進」「持続可能な循環型地域社会の実現」「市と県、国の対等な関係」を基本理念に定めるべき。

○「持続可能な循環型地域社会を実現すること。」については、安全な社会を次世代に引き継ぐことや地域資源の有限性などが問題にもなっているので、「目的」又は「基本理念」に盛り込むべきではないかという意見と、個別分野の目標としては大切なことだが、まちづくりには色々な項目があり、この項目だけを盛り込むことには違和感があるという意見

3 自治運営の基本原則

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

- (1) 情報共有の原則
- (2) 参画の原則
- (3) 協働の原則

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「(4) 説明責任の原則」を盛り込むこと

■ 今後検討してもらいたい項目

「住民自治の原則」を盛り込むこと

【主な意見】

○自治運営の基本原則として「住民自治」を掲げるべきという意見と、大きな概念である「住民自治」を運営の基本原則として掲げるのは矮小化するのではないかという意見

○住民自治については、自治の基本理念にも書いてあるのもう一度入れる必要があるのか。

○説明責任の原則については、参画と協働を進める時代だからこそ、NPO等の公共的団体にも説明責任を求めるべきという意見と、NPO等の公共的団体に負わせるのは好ましくなく、説明責任は基本的に税金をもらっている市の執行機関等が負うべきものなので「自治運営」ではなく「市政運営」で盛り込めばいいのではないかという意見

○説明責任の原則についてはNPO法人も情報公開することで説明責任を果たしていると思うが、法人格をもたないボランティア団体や自治会に行政や議会と同じような責務は発生しないのではないか。

○説明責任の原則については、小さな団体にまで説明責任を負わせるというのは、ちょっと強権的すぎるのではないか、どんな小さな団体でも説明責任は有ると思うが、ボリュームについてはその団体にお任せすればいいのではないか。わざわざ条例で謳う必要はないという意見

4 定義

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(3) 市の執行機関等

- ①市長②教育委員会③選挙管理委員会④人事委員会⑤監査委員
⑥農業委員会⑦固定資産評価審査委員会⑧公営企業管理者⑨消防長

(4) 参画

施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。

(5) 協働

同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、できる範囲において役割と責任を担い、協力すること。

(6) 市政

市議会、市の執行機関等が行う全ての活動

(7) 自治

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(1) 住民

- ①熊本市の区域内に住所を有する者

(2) 市民

- ①熊本市の区域内に住所を有する者
②熊本市の区域内に通勤する者
③熊本市の区域内に通学する者
④熊本市の区域内で事業を営むもの
⑤熊本市の区域内で活動するもの

(1) 住民

熊本市の区域内に住所を有する者で自然人に限る。

(2) 通勤・通学者

熊本市の区域内に通勤し若しくは通学する者

(3) 事業者等

熊本市の区域内で事業を営み又は活動を行う個人
若しくは法人その他の団体

***以下、記載されている「市民」は、「住民」となるが、その記載は省略する。**

(8) まちづくり

自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動

(8) 地域づくり

市政の一部で良好な環境及び住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う地域における活動

※以下、記載されている「まちづくり」は、「地域づくり」となるが、その記載は省略する。

【主な意見】

○「市民」は使用せず、地方自治法に規定されている「住民」と「通勤する者」「通学する者」「事業を営むもの」「活動するもの」には権利関係に濃淡があるので、分けて定義すべきという意見と、実際熊本市のまちづくりに関わっている中で、「住民」と「住民以外（「通勤する者」「通学する者」「事業を営むもの」「活動するもの）」を分けて書くべきではないという意見

○「まちづくり」という概念が「市政」より広い概念になっているのは、地方自治法第157条（公共団体等の監督）という規定からも違和感があるので、「地域づくり」とすべきではないかという意見と、「まち」は社会システムとしてあるので、「まちづくり」を定義すべきという意見

○「自治」についても定義（住民が、地方自治体である熊本市を、自ら治めることをいう。）すべき。

○「自治」については、定義すべきであるが、内容は検討すべき。

Ⅱ 役割

1 市民の権利と責務

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 市民の権利

市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有する。ただし、住民以外の市民の権利は、法令又はその性質上保有できる権利とする。

- ① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利
- ② 市政に参画する権利
- ③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利

(2) 市民の責務

自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。

- ① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。(義務規定)
- ② 市政への積極的な参画 (努力規定)
- ③ 自らまちづくりに取り組む(努力規定)
- ④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。(努力規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

市民の権利に、「協働請求権・協働諾否権」「地下水享受権」を盛り込むこと

市民の権利に、「憲法や法令に規定してある権利（以下①～④）」を盛り込むこと

- ①憲法に規定する基本的人権を有し、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
- ②自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利
- ③市政に関し、説明を求める権利及び学習する権利
- ④安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利

(2)の④ から「市内で活動するもの＝NPO 等」を除くこと

【主な意見】

○情報に関する市民の権利として「情報を求める権利」ではなく「情報を取得する権利」とすべき。

○情報を取得する権利については、情報の線引きが明確でないままに権利だけが拡大することには疑問があるという意見や「権利」とすると不開示情報もあり非常に難しいのではないかという意見

○「一人ひとり、個人が個人として尊重されるということ」「平和で良好な環境の下で自らの生命、自由、幸福を追求する権利」「安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利」「市政に関して説明を求める権利及び学習する権利」などは自治を進めていく上で非常に大事な権利なので盛り込むべきという意見と、憲法や他の法令で保障されている権利については逐条解説に記載すればいいのではないかと
いう意見

○地下水は市民共通の財産で「公水」であることから、「地下水の浄水享受権」を市民の権利として盛り込むべきという意見と、地下水を供給してくれるのは熊本市以外の方なので、市民の権利にいれるのはそぐわないのではないかと、また盛り込むとすれば地下水保全条例で検討すべきではないかという意見

○「協働請求権・協働諾否権」を市の仕事を下請け的に強制されることがないように盛り込むべきだという意見と、市民協働も含めてそれぞれが対等な立場でお互いが役割と責任を分担して行うのが協働なので、盛り込む必要がないという意見

○市民の責務で、事業を営むもの(事業者)と活動するもの(NPO・ボランティアグループ)が「社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに」となっているが、NPO・ボランティアグループに事業者と同じ責務を課すのはいかなものかという意見と、NPO・ボランティアグループも責任をもって行動すべきだという意見

2 市議会の役割

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 市議会の役割

市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

- ① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現（努力規定）
- ② 広範な市民の意見の聴取や集約（努力規定）
- ③ 分かりやすく開かれた議会運営（努力規定）

(2) 市議会議員の責務

- ①政策の提案及び立法に関する活動を行うこと（努力規定）
- ②市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと（努力規定）
- ③説明責任を果たすこと(努力規定)

【主な意見】

○市議会において「議会基本条例」を是非作っていただきたいという意見、機運も盛り上がってきているし必要だと認識しているという意見

○反問権、委員会もしくは本会議における提案者の意見交換、市議会への住民参加を盛り込むべきではないか。

○多角的に色々な意見を出し合ってルール化していくことを謳いこんでおけばいいのではないかと。

○議会が先頭に立って住民参加型の議会運営をされることによって熊本市民にとって明るい展望が開ける。

3 市の執行機関等の役割

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

- | |
|---|
| <p>(1) 市長の責務
市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)</p> <p>(2) 市の執行機関等の役割
① 公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)
② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。(努力規定)</p> <p>(3) 職員の責務
① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。
② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。(義務規定)
③ 自己研さんに励む。(努力規定)</p> |
|---|

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「市長の設置」「執行機関の連携協力」を盛り込むこと 「市長の責務」に「信託を受けた」を盛り込むこと
--

【主な意見】

- 「市長の設置」については、自治体を積極的に自ら創設するという考え方から、再定義する必要があるとの意見と、自治法等に規定があるので盛り込む必要がないという意見
- 、「執行機関の連携・協力」についても盛り込むべきという意見と、地方自治法等に規定があるので盛り込む必要がないという意見
- 「公正」の中に「公平」も入るのではないかという意見
- 「信託」という言葉について、市長が主権者である市民の信託によって選ばれていることや、補助機関も住民の信託に由来することを明記する必要があるという意見と、「信託」については前文などに入れるのでここでは必要ないとの意見
- 信託という言葉より、「市の代表として」ということで十分ではないか。
- 市長は市民に対して、達成状況を報告すべきという意見や職員の責務として地域課題を発見し解決していく政策能力、実務能力が必要ではないか。
- 市長の責務には、自治体の根本目標である住民の福祉を実現すること、また、その過程で、自治基本条例の自治運営の基本原則である情報の共有や参画、理念、制度の遵守などが明記されるべき。

Ⅲ 市 政 運 営

1 市政運営の基本原則

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 市の執行機関等及び市議会は、以下の原則に基づき市政運営を行うこととする。

- ① 自治の基本理念、自治の基本原則にのっとり市政運営を行うこと。
- ② 健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。
- ③ 市民に対しての説明責任を果たすこと。

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「市政運営の基本原則」とする

「行政運営の基本原則」とする。

- ①市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定すること
- ②計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。
- ③法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければならない。
- ④組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を上げるようにしなければならない。

※以下「市政運営」は「行政運営」となるが、その記載は省略する。

【主な意見】

○議会を含んで市政運営とすべき。理由としては、「執行」は行政の役割、執行状況をチェックするのは議会の役割であり、議決まで含めて「市政」と定義しているので、「市政運営」で統一したかどうかという意見や行政だけで決めては駄目だから議会がもっとチェックしていこうという意味で「市政運営」とすべきではないかという意見

○議会を含まない意味で行政運営とすべき。理由としては、議会の議決は地方自治法上だけの話で、議会との関係よりも行政運営の基本原則を主たるものとして住民に明確にする必要があるので「行政運営」とすべきという意見や市政運営の内容として「総合計画」「財政運営」「行財政改革」「組織体制」などいわゆる行政の仕事が並んでおり、「行政運営」とすべきという意見

○「熊本市経営戦略会議において決定します」という、最高意思決定機関を明記すべき。

○「住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければなりません。」という目的を明記すべきではないか。

○出資団体等の規定を盛り込むべきではないか。

○「最少の経費で最大の効果」については、最少の経費が先行してしまい最適でない場合がある。最少を謳うのであれば一人歩きしないようにしなければならないと。

2 総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営

【検討結果】

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(1)総合的かつ計画的な市政運営

- ①市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。(義務規定)
- ②市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。(努力規定)
- ③市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。(義務規定)
- ④市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。(義務規定)

(総合計画)

- (1) 市の行政は、総合計画に基づいて、計画的に行わなければなりません。
- (2) 総合計画は、住民の参画の手続きを経て案が作成され、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための基本計画により構成され、議会の議決により策定される最上位の計画です。
- (3) 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます。
- (4) 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。
- (5) 市長等は、総合計画について、住民への周知を図り、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。
- (6) 総合計画以外の計画は、総合計画を基礎として、財政計画の裏づけと結合していかなければなりません。

(2) 効率的で効果的な行財政運営

①市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。(義務規定)

②市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表する。(義務規定)

③市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。(義務規定)

(健全で透明な財政運営)

(1) 市の財政の状況を総合的に把握し、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければなりません。

(2) 市は、一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算を行い、財務諸表を作成し、公表しなければなりません。

(3) 市は、予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明に加えて、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明らかにするため、目・節を明記し、これを公表しなければなりません。

(4) 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければなりません。

(5) 市の予算は、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければなりません。

(6) 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて、住民に公表しなければなりません。

(7) 市の決算の公表に当たっては、改善点を明確にして、住民に公表しなければなりません。

(8) 市の財産については、次の各号により管理等を行うものとします。

①市の財産管理に当たっては、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければなりません。

(2) 前号の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況、その他前号の目的を達成するため必要な事項が明らかになるように定めなければなりません。

(3) 財産の取得、管理及び処分は、法令等に定めるもののほか、第1号に定める管理計画に従って進めなければなりません。

9 市は、財政運営の効率的推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します。

(行政評価)

第24条 市長は、効率的でかつ、効果的な行政運営を図るため、全ての施策及び事業の行政評価を年1回実施しなければなりません。

2 市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った視点に立って評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を、積極的に住民に公開・提供しなければなりません。

3 市長は、行政評価の成果と同時に必ず問題点、改善点を明らかにし、それを総合計画、施策、事業、予算・財政、組織等の必要な見直し等に生かさなければなりません。

4 市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として、行政評価委員会を設置します。

(行政改革)

(1) 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。

(2) 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。

(3) 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。

【主な意見】

○総合計画を「最上位の計画」という明記すべき。

○総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会や財政健全化推進委員会を盛り込むべきという意見と、必要性はあるが自治基本条例に盛り込む必要があるのかという意見

○総合計画は、「市民参画の手続を踏まえ」となっているが、どういうものを参画の対象にするのかを「参画と協働のまちづくり条例」で考えていくべき。自治基本条例の中では詳細までは書けないのではないかという意見

○総合計画については、「熊本市総合計画策定に関する訓令」があるので、自治基本条例は原則を書けばいいのではないか。

○財政運営で「健全で透明な財政運営」「財政運営に係り公表するものを具体的に明記」「財産管理の規定」を明記すべき。

○財政運営の効率的推進を図るために、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置すべき。

○詳細な「行政評価」「行政改革」の規定を盛り込むべき。

○行政評価の適正かつ透明性を図るため、第三者機関として行政評価委員会を設置すべき。

○第三者機関については、権限が規定されていないと、役に立たないという意見

○行政改革、行政評価、総合的サービス、財政運営、組織運営の明記と共に、行政の中でどこが最高意思決定機関なのかなどを盛り込むべき。特に財政運営については、予算編成過程や連結決算などを盛り込むべき。

○市民が自治活動を行っていけば、行政効率が上がり、行政改革にも繋がっていくという側面があるのではないか。

○市政運営の方法は、時代によって手法が変わる可能性もあるので、自治基本条例には理念やあり方を規定し、それを念頭に置いて具体的な手法を更に考えていくという形が効果的なので、基本的な事項のみを盛り込むべき。

3 組織体制、人事体制、審議会等、総合的な行政サービス

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 組織体制

①市の執行機関等は、効率的で機能的な組織体制を整備する。(義務規定)

(2) 人事体制

①市の執行機関等は、適正な人事評価及び配置を行う。(義務規定)

②市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図る。
(義務規定)

(3) 審議会等

①市は、必要に応じ審議会等を設置する。

②市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任する。(努力規定)

(4) 総合的な行政サービス

①市の執行機関等は、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する。(義務規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(5) に、「自治体法務」を盛り込むこと

【主な意見】

○自治体法務という項目を「市は、この条例を最高規範とする体系のもとに、条例、規則、要綱を整備するとともに、各政策分野における条例等を制定し、この体系の中に、位置づけなければなりません。」「市は、住民の多様な価値観や市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するとともに、総合計画に基づいた地域の特性を生かした、自治立法権と自主解釈権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければなりません。」「市長は、住民のさまざまな法的要望、活動に対して、法務の側面から支援するものとします。」「市長は、制定した条例、規則、要綱等を体系的にまとめて、毎年度これを公表するものとします。」「市長は、職員の法務に関する能力の向上を図るため、明確な基準を設定・公表した上、職場内公募を実施し、法科大学院等への派遣等を行い、職員の法務に関する能力の向上を図らなければなりません」という内容で規定すべき。

○自治体法務については、職員の法務能力の低下は否めないもので、明確に位置づけ盛り込むべきという意見と、必要性はあるが色々な能力が必要な中、敢えて「自治体法務」だけを盛り込む必要はないという意見。

○審議会の公募委員の選考については、学識経験者を含む専門的な第三者選考委員会が公平に選考し、選考基準を示すこと、採用された人の論文の公表を盛り込むべきだという意見や審議会の説明資料については分かりやすくすべき。

○審議会等については、「参画と協働によるまちづくり条例」の中で整理し、自治基本条例で詳細に書かなくてもいいという意見や審議会によって位置づけが違うので自治基本条例で明文化しておくのがいいかは疑問という意見。

○審議会等については、「市長等は、前項の規定により審議会・市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女の比率、

年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたる就任及び同時期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるよう選任しなければならない。」「市長等は、委員のうちの三分の一を住民から公募し、委員に選任する。」「市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、正当な理由がない限り、審議会等の会議を公開しなければならない。」を盛り込む。

○適正な人事をしないと、一番被害を受けるのは市民である。幹部の登用にあたっては、客観的で透明性のある基準を明確にし、公表する必要がある。

4 行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1)行政手続

- ①市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護する。(努力規定)

(2)意見等の取り扱い

- ①市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望、苦情に対し、迅速かつ誠実に対応する。(努力規定)
- ②市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開する。(義務規定)

(3)苦情処理機関の設置（公的オンブズマン制度）

- ①市の執行機関等は、市民の行政運営に関する苦情を処理するための第三者機関を設置する。(努力規定)

(4)説明責任

- ①市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市政運営に関する情報を、市民にわかりやすく説明する。(義務規定)

(5)公益通報制度

- ①市の執行機関等は、公益通報を受ける体制を整備する。(義務規定)
- ②市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じる。(義務規定)

【主な意見】

○意見の取り扱いについては、制度を創設してもらいたい。

○公的オンブズマン制度については、委員数を3名とする規定、「これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければならない」という規定、「識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱する」という規定、「協力する義務を負う」という規定、「年次報告を作成する」という規定を詳細に盛り込むべきという意見と詳細については別途規定すればいいのではないかという意見

○外部監査制度については、地方自治法に規定があるので、敢えて自治基本条例に盛り込まなくてもいいという意見と、適切な専門知識を持った専門家に監査させるという規定を盛り込むべきという意見

○災害に対する対応を盛り込むべきではないかという意見と、非常に重要だが盛り込む場所が、「市政運営の基本原則」ではフィットしないのではないかという意見

○公益通報制度については、条例化してもらいたい。

IV 情報共有・参画・協働

1 情報共有

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 情報共有

- ②市の執行機関等及び市議会は、
市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。(努力規定)
- ③市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。(努力規定)
- ④市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(努力規定)

(2) 個人情報保護

- ①市の執行機関等及び市議会は、
個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。(義務規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(1) 情報共有

①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。(義務規定)

(1) 情報公開・共有の原則

①市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。

(2) 行政の意思決定過程の情報の共有

①市長等は、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。

②前項における意思決定過程の情報は、次の各号に掲げるものとします。

- ア 課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
- イ 検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由
- ウ 他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況
- エ 総合計画における位置づけ
- オ 当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
- カ 政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況
- キ 将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果
- ク 政策・計画等にかかる住民参加の状況

「情報公開条例により」「個人情報保護条例により」を盛り込むこと

【主な意見】

- 不開示情報は、個人情報保護条例で規定すればいいという意見
- 基本的人権としての個人の尊厳を確保するための個人情報の開示や、訂正請求を権利として謳う必要があるという意見
- 情報公開・説明責任についても、市民に分かりやすく具体的に説明するということまで条例に盛り込むべき。
- 「行政の意思決定過程の情報の共有」については、「課題・目的の設定及びその背景、経過、理由」「検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由」「他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況」「総合計画における位置づけ」「当該政策・計画に関係ある法令及び条例等」「政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況」「将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果」「政策・計画等にかかる住民参加の状況」の情報を公開及び提供することを明確に盛り込むべきではないか、詳細は情報共有を推進する中で精査していけばよい、又、「参画と協働によるまちづくり条例」に書けばいいのではないか。
- 情報公開と情報共有の推進の原則は、迅速、公表、公開、提供を原則として明記する必要があるのではないか。
- 「情報の収集及び管理」についても盛り込むべきだという意見と、個別の規定があるので盛り込まなくていいという意見
- 「個別の条例により」と書くと個別の条例にとらわれることになるし、最高規範性をもつ自治基本条例の位置づけからいっても「情報公開条例により」「個人情報保護条例により」は削除すべきだという意見と、自治基本条例が出来れば、その原則に沿って個別条例の改正も出来るので残すべきだという意見

2 参画

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(2) 市民参画のための仕組み

- ①市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備(義務規定)
- ②市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。(義務規定)
- ③市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。(努力規定)

(3) 青少年・子どもの参画

- ①青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。
- ②市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。(努力規定)

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(1) 参画の原則

- ①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)
- ②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。(義務規定)

(1) 参画推進の原則

- ①市は、住民の参画を推進し、住民の参画の機会を保障しなければなりません。

(4) に「住民参画推進評価委員会」を盛り込むこと。

【主な意見】

○「参画推進の原則」「住民参画制度の確立」「参画の形態」「住民参画推進評価委員会」「パブリックコメントの際の市の職員の住民への直接説明」などを詳細に規定すべき(P74 「B」に詳細)という意見と、「参画と協働によるまちづくり条例」で詳細に定めるべきという意見

○「住民参画推進評価委員会」と「自治推進委員会」との役割分担が課題ではないか。

○「青少年・子どもの参画」については、権利だけではなく責務も規定すべき。

3 協 働

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 協働の原則

- ①市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)

(2) 協働のための仕組み

- ①市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。(義務規定)
- ②市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体(自治会等の地域団体、NPO法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図る。(義務規定)

(3) 参画と協働によるまちづくり条例

- ①その他必要な事項は、別に条例で定める。

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

- (4) に「協働推進評価委員会」を盛り込むこと。

【主な意見】

○「協働」については、「参画と協働によるまちづくり条例」で詳細に定めるべきではないか。

○第三者委員会として「協働推進委員会」を規定すべきとの意見と、「参画と協働によるまちづくり条例」の中で位置づければよいとの意見

○「協働推進評価委員会」については、「自治推進委員会」との役割分担を検討しながら、必要性についても考えればよいのではないか。

4 コミュニティ(地域のまちづくり)

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1)コミュニティ(地域のまちづくり)

- ①市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを行う。(努力規定)
- ②市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。(義務規定)
- ③市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。(義務規定)

■ 今後検討してもらいたい項目

地域自治、コミュニティ(地域のまちづくり)のあり方。

【主な意見】

○合併特例区長の公選制についての規定を定めるべきではないかという意見と、合併特例区に関しては、関係市長村との協議、それぞれの議会の議決等が必要なので、一般的な形として自治基本条例で定めるのは適切ではないので盛り込まないほうがいいという意見

○校区自治協議会や合併も含めて、本当に自治をどうすべきかを課題として捉えて、この条例の後に検討すべきであり、この条例の中では理念だけを述べざるを得ない。

○住民自治を明確にするためにも、自治区の長については、住民による選挙で選ぶべきではないか。

○学校は、地域づくり、まちづくりと密接に関わっているので、地域における学校の位置づけを明確にすべきではないか。

V 住 民 投 票

1 住民投票

【検討結果】

■ 意見がわかれた項目と内容(両論併記)

(1)住民投票

- ①市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。
- ②市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定)

(2)住民投票の請求及び発議

- ①市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。
- ②市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。
- ③市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

(住民投票)

- (1) 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く直接住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。
 - (2) 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
 - (3) 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。
 - (4) 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。
 - (5) 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。
- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について、市議会の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- 7 市長は、第2項の規定による請求権者の連署が、直近の市議会議員選挙及び市長選挙の投票率のうち、いずれか高い投票率の六分の一以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- 8 前各項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
- 9 住民、市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果に従わなければなりません。

■ 今後検討してもらいたい項目

住民投票の実施についての具体的な内容

【主な意見】

- 住民投票の結果は拘束されることを盛り込むべき。
- 請求者を満18歳以上、定住外国人を含むとすることや、一定の連署をもって常設型になる場合を規定すべき。
- 自治意識が高まれば住民投票の問題も起きてくる。具体的なことまで今決めるべきではないという意見
- 住民投票の実施についての具体的な内容は、今後の検討課題とすべき。

VI 国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等

1 国、他の地方公共団体等との連携

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 国、他の地方公共団体等との連携

- ①市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める。(努力規定)
- ②市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努める。(努力規定)
- ③市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努める。(努力規定)

2 自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し

【検討結果】

■ 条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 自治推進委員会

- ①市長の附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置する。(義務規定)
- ②委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項を審議する。(義務規定)
- ③委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見をのべることができる。
- ③委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成される。(義務規定)
- ④委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。(義務規定)

(2) 最高規範性

- ①他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とする。(義務規定)
- ②市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努める。(努力規定)

(3) 条例の見直し

- ①市長は、条例施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。(義務規定)
- ②市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえる。(義務規定)

(4) 附則

- ①施行日
- ②その他必要事項

■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記)

自治推進委員会の審議事項を
「自治運営の基本原則」とする。

自治推進委員会の審議事項を
「自治運営の基本原則」に加えて
「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」とする。

(1) ⑤自治推進委員会の委員数、構成、公募委員の数、任期、再選の規定を盛りこむべき。

【主な意見】

○自治推進委員会の設置目的に「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」を追加、「委員数を15人以内という規定」、「任期を2年という規定」、「自治推進委員会に要望等を提出することができるという規定」、「要望等を直接意見を交換した上、審査・検討し、その結果を提案者に直接説明するという規定」、「自治推進委員会の会議は、少なくとも年12回開催するという規定」を盛り込むべき。

○自治推進委員会の役割は、情報共有、参画、協働の推進を検討することとし、前述の参画や協働の第三者委員会は設置すべきでない。

○自治推進委員会の役割は、規則で定めてはどうか。

○条例、規則、要綱等を体系的にまとめることが必要という意見や新しい条例をつくる場合、市民が一緒になって作っていく道筋のようなものが必要ではないか。

資 料

1 熊本市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自治の基本理念や市政運営の原則等を定める熊本市自治基本条例（以下「条例」という。）について検討するため、熊本市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、条例に規定すべき項目、内容等について検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、それぞれ当該各号に定める人数以内において市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 市議会議員 5人
- (3) 公募委員 4人
- (4) 市職員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が設置された日から条例が議会に提出される日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、会議において必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開する。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開で会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、市民生活局市民生活部市民協働推進課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月31日から施行する。

2 熊本市自治基本条例検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属団体名称等	備考
会 長	山口 道昭	立正大学法学部教授	
副会長	荒木昭次郎	熊本県立大学総合管理学部教授	
委 員	落水 清弘	熊本市議会議員	
委 員	木下 敏之	前佐賀市長、東京財団研究員	
委 員	齊藤 聡	熊本市議会議員	
委 員	下川 寛	熊本市議会議員	
委 員	鈴木 弘	熊本市議会議員	
委 員	前 健一	熊本市企画財政局長	(H20.4.1～)
委 員	田中 久夫	公募委員	
委 員	寺本 敬司	熊本市総務局長	
委 員	西島 喜義	熊本市企画財政局長	(～H20.3.31)
委 員	西村 文雅	公募委員	
委 員	林 勝美	熊本大学法科大学院教授	
委 員	原 幸代子	熊本市市民生活局長	
委 員	松崎 景子	公募委員	
委 員	村上 博	熊本市議会議員	
委 員	山形 継司	公募委員	

※ 正副会長以外五十音順

3 検討経過

開催日	検討内容
■第1回検討委員会 ・19年9月28日(金)	◇「地方自治の推進に関する調査特別委員会」での調査・審議報告を踏まえ、「熊本市自治基本条例検討委員会」が設置され、正副委員長が選出されました。
■第2回検討委員会 ・19年11月1日(木)	◇学識経験者の見解説明が行われました。 (1) 山口会長 「各自治体の自治基本条例について」 (2) 木下委員 「行政運営と自治基本条例について」 (3) 林委員 「熊本市自治基本条例について」 (4) 荒木副会長「自治基本条例制定の社会的背景」
■第3回検討委員会 ・20年1月9日(水)	◇今後の進め方について検討が行われました。
■第4回検討委員会 ・20年2月7日(木)	◇項目・内容の協議方法の検討と項目の協議が行われました。 ・「盛り込む項目」と「盛り込むか協議する項目」について整理 ・「カテゴリー」について整理
■第5回検討委員会 ・20年4月11日(金)	◇項目の内容について協議が行われました。 ・「市民の権利及び役割」について協議
■第6回検討委員会 ・20年5月30日(金)	◇項目について協議が行われました。 ・「市民の権利及び責務」「市議会の役割と責務」「市の執行機関等の役割と責務」「参画及び協働の原則の一部」について協議
■第7回検討委員会 ・20年7月18日(金)	◇項目について協議が行われました。 ・「参画及び協働の原則」「青少年・子どもの参画」「市民参画制度、施策への反映」「市民活動団体との協働」「コミュニティにおける市民」について協議

開催日	検討内容
■第8回検討委員会 ・20 年 8 月 19 日(火)	◇項目について協議が行われました。 ・「コミュニティ(地域のまちづくり)」「対話の原則」「まちづくり条例の整備」「総合計画」「財政運営の仕組み」「財政状況の作成、公表、市民への説明、評価」について協議
■第9回検討委員会 ・20 年 9 月 24 日(水)	◇項目について協議が行われました。 ・「財産管理」「行政評価」「組織体制」「審議会等」「総合的な行政サービス」「人事制度の確立」「環境保全」「情報共有」「個人情報保護」「説明責任」について協議
■第 10 回検討委員会 ・20 年 9 月 29 日(月)	◇項目について協議が行われました。 ・「意見及び要望の取扱い」「行政手続き」「自治推進委員会の設置」「住民投票」「国及び他の地方公共団体との連携」「条例の位置付け・最高規範性」「条例の見直し」「法令遵守・公益情報通報制度」「附則」「前文」「目的」「定義」「自治の基本理念」について協議
■第 11 回検討委員会 ・20 年 10 月 31 日(金)	◇各委員から提案された新たな項目の協議が行われました。 ・「ソーシャルキャピタルの仕組みづくり」「安心・安全に暮らせるための危機管理」「自治体法務」「苦情処理・公的オンブズマンの設置」について ◇自治基本条例の構成について協議が行われました。 ◇今後のスケジュールについて協議が行われました。

開催日	検討内容
■第12回検討委員会 ・20年11月25日(火)	◇正副会長試案について協議が行われました。 ・「前文」、「目的」について協議
■第13回検討委員会 ・20年12月24日(水)	◇今後のスケジュール(予定)について確認が行われました。 ◇正副会長試案について協議が行われました。 ・「目的」(第12回の続き)、「自治の基本理念」、「定義」について協議
■第14回検討委員会 ・21年1月23日(金)	◇正副会長試案について協議が行われました。 ・「市民の権利と責務」、「市議会の役割」について協議
■第15回検討委員会 ・21年2月17日(火)	◇正副会長試案について協議が行われました。 ・「協働請求権、協働諾否権」、「市の執行機関等の役割と責務」、「情報共有」、「参画」、「協働」について協議
■第16回検討委員会 ・21年2月24日(火)	◇正副会長試案について協議が行われました。 ・「協働(コミュニティ)」、「市政運営」、「住民投票」、「国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等」について協議 ◇今後のスケジュールについて確認が行われました。 ◇熊本市自治基本条例検討委員会報告書(案)について協議が行われました。
■第17回検討委員会 ・21年3月30日(月)	◇熊本市自治基本条例に関する検討について(報告)【案】の確認 ◇今後のスケジュール

4 一巡目に参考とした条例案

(1) 行政案（H17.3 月上程案）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民、市議会及び市の執行機関等の役割（第4条—第6条）

第3章 参画及び協働によるまちづくり

第1節 参画及び協働（第7条—第13条）

第2節 住民投票（第14条・第15条）

第4章 市政運営

第1節 執行体制（第16条—第21条）

第2節 情報共有及び信頼の確保（第22条—第26条）

第3節 国、他の地方公共団体等との連携（第27条）

第5章 最高規範性（第28条・第29条）

附則

前 文

わたしたちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。

今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画し、市民、市議会及び市の執行機関等との協働により、自主的、自立的に進めていかなければなりません。

わたしたちは、ここに、全ての市民が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関等の役割及び参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動するもの

(2) 市の執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。

- (3) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。
- (4) 協働 それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます。
- (5) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。

(自治の基本理念)

第3条 本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 一人ひとりの人権を尊重し、市民の意思を適切に反映した市政が行われること。
- (2) 自治の主体である市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。
- (3) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。
- (4) 市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。

第2章 市民、市議会及び市の執行機関等の役割

(市民の権利及び役割)

第4条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有し、市政に参画します。

- (1) 市の執行機関等及び市議会と協働し、まちづくりに参画する権利
 - (2) 市民参画の前提となる、知る権利としての市の執行機関等及び市議会に対し情報を求める権利
 - (3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利
- 2 市民は、市政への参画に当たっては、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。
- 3 市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

(市議会の役割)

第5条 市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。

- 2 市議会議員は、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のため誠実に職務を行います。

(市の執行機関等の役割)

第6条 市長は、市の代表として公正かつ誠実に市政運営を行います。

- 2 市の執行機関等は、次の事項を基本とし、市政運営を行います。
- (1) 市民の信頼に応え、公平及び公正であり透明性を高めること。
 - (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を高めること。
 - (3) 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げること。
 - (4) 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること。
- 3 市の職員は、必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、誠実に職務を行います。

第3章 参画及び協働によるまちづくり

第1節 参画及び協働

（参画及び協働の原則）

第7条 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。

2 参画と協働によるまちづくりは、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

（青少年・子どもの参画）

第8条 青少年・子ども（未成年の市民をいいます。以下同じ。）は、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。

（市民参画制度）

第9条 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。

2 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

（施策への反映）

第10条 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

（市民活動団体との協働）

第11条 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備します。

（協働による地域のまちづくり）

第12条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。

2 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

3 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。

（自治推進委員会の設置）

第13条 この条例に定める自治の基本理念の実現に向け、市長の諮問に応じ、参画及び協働に関する重要事項を審議し、市長に答申する附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、参画及び協働に関する重要事項について、市長に意見を述べるができるものとします。

3 委員会は、自治に識見を有する者、市民、市議会議員及び市の職員によって構成されます。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第2節 住民投票

（住民投票）

第14条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項

ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

（住民投票の請求及び発議）

第15条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

第4章 市政運営

第1節 執行体制

（総合計画）

第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。

2 市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。

3 市の執行機関等は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行います。

（財政運営）

第17条 市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。

2 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表します。

（行政評価）

第18条 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます。

2 市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表します。

（組織体制）

第19条 市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的で機能的な組織体制を整備します。

2 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

（審議会等）

第20条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。

2 市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

（総合的な行政サービス）

第21条 市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

第2節 情報共有及び信頼の確保

(情報共有)

第22条 市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に開示及び提供し、情報の共有に努めます。

(個人情報保護)

第23条 市の執行機関等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

(説明責任)

第24条 市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性を市民にわかりやすく説明します。

(意見及び提案の取扱い)

第25条 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

2 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開します。

(行政手続)

第26条 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

第3節 国、他の地方公共団体等との連携

(国、他の地方公共団体等との連携)

第27条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。

3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

第5章 最高規範性等

(最高規範性)

第28条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

(条例の見直し)

第29条 社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長及び

市議会は、市民の意見を踏まえ、速やかに適切な措置を講じることとします。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行します。ただし、第13条の規定は、規則で定める日から施行します。
- 2 この条例の施行後4年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 特別委員会正副委員長修正素案

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本原則（第3条―第5条）

第3章 市民の役割（第6条）

第4章 市議会の役割（第7条・第8条）

第6章 市長、市の執行機関及び職員の責務（第9条―第11条）

第7章 国及び他の地方公共団体との関係（第12条）

第8章 地方自治の本旨の実現に向けた課題（第13条―第18条）

第9章 この条例の位置付け（第19条）

第10章 育てる条例（第20条）

附則

前 文

私たちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。

地方分権の確立が求められる今日においては、地方自治の根幹である真の民主主義を実現し、継承するためのまちづくり、すなわち、わたしたちの熊本市を市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。

さらには、熊本市が、他都市との信頼と協力の関係を構築していくためには、私たちは、その市政運営の核となるべき理念と原則を明らかにしなければなりません。

市民の価値観が多様化する今の時代における地方自治には、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加するとともに、市民と市議会と市の執行機関とは、熊本市のまちづくりを自己決定する鼎（かなえ）となることを基本理念として、それぞれの立場を尊重しながら、十分に対話を行うことが要請されている、との認識の下、自律的なまちづくりの実現に資する基本原則を定めるため、この条例を制定し、すべての人に認められ、遵守される最高の条例に育てていきます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法に規定する地方自治の本旨を真に実現するために、熊本市のまちづくりに関する基本原則を定めることによって、熊本市における住民自治の確立を図り、熊本市にふさわしい、より良い政策の実現を目指すことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市 市長が代表する地方自治体（以下「自治体」といいます。）。としての熊本市をいいます。

(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 熊本市に居住する者

イ 熊本市に通勤し、又は通学する者

ウ 熊本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において事業を営むもの

エ 自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体又は

- コミュニティ等で、熊本市において活動するもの
- (3) 市政 市における政治及び行政の総体をいいます。
- (4) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報の共有の原則)

- 第3条 市の執行機関は、市政に関する情報が市と市民との共有財産であることを自覚するとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供するために、文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定め、市民がまちづくりに参加しやすい環境を速やかに整えなければなりません。
- 2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議決事件に関する情報以外の情報についても積極的に収集を行い、取得することができるとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市の執行機関に積極的に提供しなければなりません。
- 3 前2項の基本原則は、別に定める情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に速やかに反映されるとともに、必要に応じて、これらの基本原則に基づく新たな制度の構築に努められなければなりません。
- 4 市民は、まちづくりについて必要な情報の提供を市に求め、取得することができるとともに、まちづくりに関する、有益な情報及び有している知識を積極的に提供することに努めます。

(説明責任の原則)

- 第4条 市の執行機関は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、その内容、効果及び手続を市民及び市議会に対して明らかにし、分かりやすく説明しなければなりません。

(対話の原則)

- 第5条 前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかねばなりません。この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。

第3章 市民の役割

(市民の役割)

- 第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利及び義務を有するとともに、この条例の基本理念を実現するため、次の権利を有します。
- (1) 市議会及び市の執行機関と協力関係を保ちつつ、まちづくりに参加する権利
- (2) 第3条第4項に定める基本原則に基づき、情報を求める権利
- (3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利
- 2 市民は、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。

第4章 市議会の役割

(市議会及び議員の役割)

- 第7条 住民の代表としての市議会は、市の議決機関として広範な意見の聴取に努めるとともに、まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視し、公平及び公正で透

明性の高い市政が実現されるよう努めます。

- 2 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取並びに政策の提案及び立法に関する活動に努めます。

(分かりやすい市議会)

第8条 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。

第5章 市長、市の執行機関及び職員の責務

(市長の責務)

第9条 市長は、市民の信託に応える市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現する役割を担い、この条例を誠実に遵守しなければなりません。

(市の執行機関の責務)

第10条 市の執行機関は、市民の信託を受けて、その権限を委任され、責任を負っていることを自覚し、職務を公正かつ誠実に行わなければなりません。

(職員の責務)

第11条 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励み、職務の遂行に当たっては、この条例に基づいて行わなければなりません。

第6章 国及び他の地方公共団体との関係

第12条 市は、他に誇ることのできるまちとなるために、国及び熊本県に対して、地方自治に関し、対等の立場において発言するとともに、その他の地方公共団体との関係においては、協力と協調による信頼関係を築いていきます。

第7章 地方自治の本旨の実現に向けた課題

(参画と協働によるまちづくり条例等の整備)

第13条 市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。

- 2 参画と協働は、まちづくりの根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。

(住民投票)

第14条 市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票に参加できる者の資格、住民投票を実施する対象、投票結果の取扱いその他住民投票の実施に必要な具体的な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例を定めることとします。
- 3 市長は、実施した住民投票の投票結果の取扱いについては、事前に、事案ごとに公表しなければなりません。

(行政評価)

第15条 市の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、市民及び第三者機関等による評価を加えるとともに、その結果を広く市民に公表しなければなりません。

(財政情報の説明)

第16条 市の執行機関は、健全な財政運営を行うために、歳入の確保に当たっては自主的で斬新な施策を創意工夫し、歳出に当たっては費用対効果を数値化するとともに、財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明に努めなければなりません。

(法令遵守・公益情報通報制度)

第17条 市は、法令を遵守し、公共の福祉の向上に資する公益情報を通報した者が、不利益な取扱いを受けることがないように、第三者機関を設けるなどして、公益通報者の保護を図る制度を速やかに構築しなければなりません。

(人事制度の確立)

第18条 市は、職員が意欲を持ち、かつ、公平及び公正に職務を遂行することができるよう、昇任等の人事異動及び人事考課を客観的に行い、透明性の確保に努めなければなりません。

第8章 この条例の位置付け

第19条 市長は、条例、規則、訓令、要綱等（以下「条例等」といいます。）の体系及び内容を市民に分かりやすく整備するとともに、この条例に定める基本原則その他この条例の趣旨が条例等に反映されているかを見直し、及びその結果を踏まえて、速やかに条例等の改正等を行わなければなりません。

第9章 育てる条例

第20条 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間に、この条例に規定する事項に関し、その目的の達成の度合い、社会情勢への適合状況及び市政運営の基本原則として機能しているかどうか等について総合的に検討し、その結果に基づいて、すべての人々に認められ、遵守される最高の条例に育てるべく、改めていきます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。

2 市長は、第13条第1項に規定する条例の制定について、市民の意見等を踏まえて検討を行い、この条例の施行後3年を経過する日までの間に実施することとします。

(3) 市民会議素案

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 市民の権利及び責務（第4条―第6条）

第3章 市の執行機関の役割（第7条―第9条）

第4章 市議会の役割（第10条・第11条）

第11章 参画と協働のまちづくり（第12条―第19条）

第12章 市政運営（第20条―第30条）

第13章 国及び他の地方公共団体等との連携（第31条）

第14章 条例の位置付け等（第32条―第34条）

附則

前文

地方自治は、私たち住民のくらしを守るためのしくみです。

私たちのまち熊本市は、東に阿蘇山をのぞみ、伏流水にめぐまれ、67万熊本市民の上水道は、清冽な地下水ですべてまかなわれている稀有な都市です。西は貴重な干潟を有する有明海に面しています。

私たちは、水湧き出でる江津湖、緑豊かな金峰山、熊本城などの自然環境や史跡にもめぐまれ、歴史や文化を継承・発展させてきた先人に学ぶと共に、戦災や幾多の災害など、過去の教訓は忘れてはなりません。

国際化、国の財政の危機、迫る少子高齢化等の時代の波を受け、2000年の「地方分権一括法」により、行政のしくみが中央集権構造から地方分権構造へと、歴史的に転換し、自治体には自主と自律性が、住民には主権者としての自覚が求められています。

私たちは、子どもたちをはじめ市民すべてが、安心して心豊かに生活できるまちをめざして、性別、年齢、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、「熊本市のことは、主権者である住民自らが責任をもって決めていく」ことを決意しました。

私たちは、私たちの愛する大切なまち熊本市の、新しい自治の実現のため、「情報の共有」の原則のもと、市民が市政へ参画し、市民、市議会、市の執行機関とが協働するしくみや理念を、熊本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、私たちのまち熊本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれに果たすべき役割に関する基本事項及び参画と協働によるまちづくりを進めるための基本的な原則を定め、地方自治の本旨に基づく自治の実現を目指すことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 市内に住所を有する者又は居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営むもの又は活動するもの

(2) 市の執行機関 市長及びその他の執行機関

(3) 参画 施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、行動すること。

(4) 協働 それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重しお互いに補完しながら、協力して取り組むこと。

(5) コミュニティ 市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織

(基本理念)

第3条 私たちのまち熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されことなく一人ひとりの人権を尊重して進めます。

2 私たちのまち熊本市の自治は、その主体である市民の自発的、積極的な参画を基本として進めます。

3 私たちのまち熊本市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して進めます。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第4条 市民は、市の執行機関及び市議会と協働し、私たちのまち熊本市をつくりあげていくために市政に参画する権利を有します。

2 市民は、市民参画の前提となる「知る権利」が保障されるよう、市の執行機関及び市議会に対し、情報を求めていく権利を有します。

3 市民は、市政に関する自らの意見を表明又は提案する権利を有します。

(市民の責務)

第5条 市民は、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体者であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。

2 市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めることとします。

3 特に、事業を営みまたは活動する場合は、その活動に伴う市民生活への影響に配慮し、地域社会との調和に努めることとします。

(青少年・子どもの権利と環境づくり)

第6条 青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

2 大人は、青少年・子どもを市民として尊重し、まちづくりへの参画ができるよう、その環境づくりに努めることとします。

第3章 市の執行機関の役割

(市の執行機関の役割と責務)

第7条 市の執行機関は、公平及び公正でなければならない、市民の信頼を得るものでなければならない。

2 市の執行機関は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの市民の満足度を高め市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

3 市の執行機関は、市政への市民参画機会を拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、必要な施策を講じなければならない。

(市長の責務)

第8条 市長は、市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、この条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

(市職員の責務)

第9条 市職員は、市民全体の奉仕者として、この条例を遵守するとともに、市民との協働の視点に立ち、職務を遂行しなければなりません。

2 市職員は、自らの責務を遂行するために、必要な能力の修得とその向上に努めなければなりません。

第4章 市議会の役割

(市議会の役割と責務)

第10条 市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として市民の多様な意見の集約に努めるとともに、市政運営を監視し、公平で透明性の高い市政実現に努力しなければなりません。

2 市議会は、情報を積極的に公開するとともに、議会の活動を広く市民に広報するなど開かれた議会運営に努めなければなりません。

(市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守するとともに、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行しなければなりません。

第5章 参画と協働のまちづくり

(参画及び協働の原則)

第12条 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、目的と情報の共有を図り、相互理解と信頼関係の構築に努めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働でまちづくりに取り組まなければなりません。

3 参画及び協働は、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組むこととします。

(市民参画制度)

第13条 市の執行機関は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案に応じ、適切かつ効果的な市民参画のための制度を整備し、実施することとします。

(市民意見提出手続)

第14条 市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。

(審議会等への市民参画)

第15条 市長は、審議会等を設置する場合は、幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は一部を公募等により選任するよう努めなければなりません。

(住民投票)

第16条 市長は、市政に係る重要事項について広く市民の総意を把握するため、その事案ごとに、条例に定めるところにより住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議)

第17条 住民のうち選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

(市民活動団体との連携)

第18条 市の執行機関は、公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、情報の共有化を図っていくとともに、必要な支援等に努めます。

(コミュニティ)

第19条 市民及び市の執行機関は、地域の問題を解決していくため、協働し、地域社会を多様に支え、自主的かつ自律的なコミュニティ活動を推進します。

2 市民は、市民としてのルールとマナーを守り、お互いを十分に尊重しながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに努めます。

3 市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。

第6章 市政運営

(市の自立)

第20条 私たちのまち熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場にたち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとします。

(組織体制)

第21条 市の執行機関は、総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備しなければなりません。

2 市の執行機関は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的で適正な組織運営に努めなければなりません。

(総合計画)

第22条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめ総合計画を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画の策定にあたっては、市民参画による手続を行い、市民の意見の適切な反映に努めるとともに、策定後は広く市民への周知を図ることとします。

3 市の執行機関は、総合計画の進行管理を市政の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適切に行います。

(総合的な行政サービス)

第23条 市の執行機関は、市民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な連携を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

(情報共有)

第24条 市の執行機関は、参画と協働のまちづくりを推進するために、市政に関する情報を積極的かつ適切に市民に公開し、提供し、情報の共有に努めなければなりません。

(個人情報保護)

第25条 市の執行機関は、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現のため、個人情報の適正な管理に努めるとともに、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じなければなりません。

(市民の要望の取扱い)

第26条 市の執行機関は、市民の市政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりません。

2 市の執行機関は、前項の規定に基づく対応について、その経過や結果等について記録等を行い、必要に応じ公開する等、透明性の高い市政運営に努めます。

(行政手続)

第27条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する必要な事項を定め、適切な運用に努めます。

(説明責任)

第28条 市の執行機関は、市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その必要性や妥当性を、分かりやすく市民に説明するものとします。

(行政評価)

第29条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、行政評価を行うものとします。

2 市の執行機関は、行政評価を行うにあたっては、市民参画手続きを踏まえ、適切に実施するとともに、その結果を市民に公表するものとします。

(財政運営)

第30条 市の執行機関は、健全な財政運営のため、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、財政状況を市民に公表するものとします。

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

(国及び他の地方公共団体等との連携)

第31条 私たちのまち熊本市は、共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

第8章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第32条 この条例は、市民参画と協働によりつくられた条例であり、私たちのまちの自治の基本事項について定めたものです。

2 他の条例、規則等の制定改廃及び各種行政計画等の策定にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。

(自治推進委員会の設置)

第33条 この条例の理念の実現にむけ、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりに関する基本的事項を審議するため、自治推進委員会を設置することとします。

2 自治推進委員会は、協働のまちづくりに関する基本的事項について、市長に意見を述べることができるものとします。

3 自治推進委員会は、自治に識見を有する者及び市民、市議会議員、市職員によって構成します。

(条例の見直し)

第34条 この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により見直し等が必要になった場合は、市長は、必要な措置を講じることとします。

附 則

この条例は、平成17年〇月〇日から施行します。

(4) より良くする会の案

平成16年12月20日

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 市民の権利及び責務（第5条―第8条）
- 第3章 市議会の役割（第9条・第10条）
- 第4章 市の執行機関の役割（第11条―第13条）
- 第5章 情報の共有（第14条―第18条）
- 第6章 参画と協働（第19条―第22条）
- 第7章 コミュニティ等（第23条―第26条）
- 第8章 住民投票（第27条・第28条）
- 第9章 市政運営（第29条―第37条）
- 第10章 国及び他の地方公共団体等との連携（第38条）
- 第11章 条例の位置付け等（第39条―第41条）
- 附則

前文

地方自治は、私たち住民のくらしを守るためのしくみです。

私たちのまち熊本市は、東に阿蘇山をのぞみ、伏流水にめぐまれ、67万熊本市民の上水道は、清冽な地下水ですべてまかなわれている稀有な都市です。西は貴重な干潟を有する有明海に面しています。

私たちは、水湧き出でる江津湖、緑豊かな金峰山、熊本城などの自然環境や史跡にもめぐまれ、歴史や文化を継承・発展させてきた先人に学ぶと共に、戦災や幾多の災害など、過去の教訓は忘れてはなりません。

国際化、国の財政の危機、迫る少子高齢化等の時代の波を受け、2000年の「地方分権一括法」により、行政のしくみが中央集権構造から地方分権構造へと、歴史的に転換し、自治体には自主と自律性が、住民には主権者としての自覚が求められています。

私たちは、子どもたちをはじめ市民すべてが、安心して心豊かに生活できるまちをめざして、性別、年齢、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、「熊本市のことは、主権者である住民自らが責任をもって決めていく」ことを決意しました。

私たちは、私たちの愛する大切なまち熊本市の、新しい自治の実現のため、「情報の共有」の原則のもと、市民が市政へ参画し、市民、市議会、市の執行機関とが協働するしくみや理念を熊本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、熊本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の権利や責務を明確にし、熊本市の自治を進めるための基本原則及び基本事項等を定め、市民の福祉の向上と、人と自然と都市の活動が調和した豊かな地域社会の実現を目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する者又は居住する者。
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者。
 - ウ 市内で事業を営むもの又は活動するもの。
- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 市民、市議会及び市の執行機関が存する行政区画をいいます。
- (4) 参画 市政における施策の立案から実施、及び評価に至るまでの過程に、主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (5) 協働 共通の目的を実現するために、それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

- 第3条 熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されることなく、一人ひとりの人権を尊重して進めます。
- 2 熊本市の自治は、主権者である市民が、市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任のもとづき、積極的に参加して進めます。
 - 3 熊本市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、信託であったり、それぞれが役割を担ったり、信頼関係を構築し、それぞれが対等な立場で協力して進めます。

(基本原則)

- 第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の理念を実現するために、情報共有の原則、参画の原則、協働の原則に基づき、熊本市の自治を行います。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

- 第5条 市民は、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、安心して安全な生活を営む権利があります。
- 2 市民は、市の執行機関及び市議会と協働し、熊本市の自治をつくりあげていくために市政に参画する権利があります。
 - 3 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利及び取得する権利があります。
 - 4 市民は、市政に関する自らの意見を表明及び提案する権利があります。
 - 5 市民は、等しく行政サービスを受ける権利があります。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、熊本市を創造する自治の主体者であることを認識し、自らの発言と行動に責任があります。
- 2 市民は、住民自治における自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めます。

(事業者の社会的責任)

- 第7条 熊本市内で事業を営みまたは活動するものは、その活動に伴う市民生活への影響に配慮し、地域社会との調和に努めなければなりません。

(青少年・子どもの権利と環境づくり)

第8条 青少年・子どもは、年齢に応じて、熊本市の自治に参画することができます。

2 青少年・子どもは、熊本市の自治に関して、自らの意見を表明及び提案することができます。

3 大人は、青少年・子どもを市民として尊重し、前二項の実現のため、その環境づくりに努めなければなりません。

第3章 市議会の役割と責務

(市議会の役割と責務)

第9条 市議会は、意思決定機関として、市民の信託に応えるべく、市民の多様な意見の集約及び市民の意見が適切に反映されるよう、必要かつ十分に会議を行います。

2 市議会は、市政運営を監視し、政策の立案等を行うとともに、公平及び公正かつ誠実さを持って市民の福祉の向上に努めます。

3 市議会は、市議会が保有する情報の公開及び提供、並びに会議の公開を原則とし、議会の活動を積極的に広報するなど、開かれた議会運営を行います。

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、市民の信託に応え、この条例を遵守するとともに、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行します。

2 市議会議員は、公人としての自らの情報を公開するとともに、説明責任を果さなければなりません。

第4章 市の執行機関の役割

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、この条例を遵守するとともに、公平及び公正かつ誠実に市政運営を行います。

2 市長は、就任にあたっては、日本国憲法で保障された地方自治権の一層の拡充と、この条例を遵守し、職務を執行することを宣誓しなければなりません。

(市の執行機関の役割と責務)

第12条 市の執行機関は、公平及び公正でなければならない、市民の信頼を得るものでなければならない。

2 市の執行機関は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの市民の満足度を高め、市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにします。

3 市の執行機関は、市政への市民参画機会を保障し、拡充するとともに、市民から提出された意見や提案は応答を公開し、施策に反映させます。

4 市の執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、わかりやすく市民に説明します。

(市職員の責務)

第13条 市職員は、市民全体の奉仕者として、日本国憲法及びこの条例を遵守し、誠実かつ公平及び公正に職務を遂行します。

第5章 情報の共有

(情報共有の原則)

第14条 市長は、熊本市の自治を推進するために、市政に関する情報を積極的に市民に公開し、提供し、情報の共有を保障する制度をつくらなければなりません。

(個人情報保護)

第15条 市の執行機関は、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現のため、個人情報の厳正な管理に努めるとともに、その利用及び提供等に関し、十分な保護措置を講じなければなりません。

2 市民は、個人の情報の開示請求等、自己情報コントロール権があります。

(市民の要望の取扱い)

第16条 市長は、市民の市政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。

2 市長は、前項の規定に基づく対応について、その経過や結果等について記録等を行い、速やかに公開する等、透明性の高い市政運営を行ないます。

3 市長は、市民の権利の保護を図り、市の行政執行等により市民が受ける不利益な取扱いを、簡易かつ迅速に解消させるための第三者機関を設置するものとします。

(説明責任)

第17条 市長は、市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その必要性や妥当性を、速やかにわかりやすく市民に説明しなければなりません。

(行政評価)

第18条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、第三者機関による行政評価を行い、その結果を市民に、わかりやすく公表するものとします。

2 市長は、行政評価の結果を予算編成、組織及び機構整備並びに総合計画の推進管理等に反映させなければなりません。また、専門性及び独立性を有する外部監査人の監査の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければなりません。

第6章 参画と協働

(参画及び協働の原則)

第19条 参画及び協働による熊本市のまちづくりは、それぞれの市民が有する諸違いに配慮し、お互いが平等であることを認識して進めます。

2 参画及び協働は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ進めます。

3 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の執行機関の不当な関与を受けません。

4 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、目的と情報の共有を図り、対等な立場に立ち、お互いの知恵と力を出し合って進めます。

5 参画及び協働による熊本づくりの活動は、市民が活動への参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。

(第2回目の検討は、ここまで)

(市民参画制度)

第20条 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画機会を拡充しなければなりません。

2 市の執行機関は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画及び協働のための制度及び手続きを、別に条例で定めるものとします。

(市民意見提出手続等) ……パブリックコメント手続

第21条 市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表及び説明を行い、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する考え方や意見の取り扱い等を広く公表します。

2 市の執行機関は、市民からの政策提言及び意見の提案を受ける制度を別に条例で定めると

ともに、そのための対応の機関を設置するものとします。

(審議会等への市民参画)

第22条 市長は、審議会等を設置する場合は、幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は3割を公募市民等により選任するものとします。

2 市長は、審議会等委員の選考にあたっては、選考の結果と理由を、速やかに公表するものとします。

3 審議会等の会議は、原則として、公開とします。

第7章 コミュニティ等

(コミュニティ)

第23条 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。

(コミュニティにおける市民の役割)

第24条 市民は、熊本市の重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるように努めます。

2 市民は、市民としてのルールとマナーを守り、お互いを十分に尊重しながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域及び熊本市づくりに努めます。

(市の執行機関とコミュニティのかかわり)

第25条 市の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的活動を必要に応じて支援することができます。

2 市の執行機関は、コミュニティの活動を推進するとともに、地域の問題を解決していくため、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。

(環境保全)

第26条 市民及び市の執行機関は、市民が健康で快適な生活を営むための、良好な自然環境及び生活環境の保全に努めます。

第8章 住民投票

(住民投票)

第27条 市議会及び市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の総意を把握するため、住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議)

第28条 満年齢18歳以上の市民及び永住外国人は、その総数の20分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の実施を請求することができます。

2 満年齢18歳以上の市民及び永住外国人は、その総数の100分の1以上の者の連署をもって、市議会に住民投票の審議の請求をすることができ、議員定数の2分の1以上の市議議員の賛成で、住民投票は実施されます。また、市議会で否決された場合でも、180日の猶予期間を置けば、前項の請求手続きは可能です。

3 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て審議し、議員定数の2分の1以上の賛成で住民投票を実施することができます。

第9章 市政運営

(市の自立)

第29条 熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとします。

(組織体制)

第30条 市長は、総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備しなければなりません。

2 市長は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的で適正な組織運営を行わなければなりません。

3 市長は、重要かつ緊急性を必要とする専門の業務部門職員を、5人を限度に、民間より期限を付けて登用することができます。その職務権限等は、別に規則で定めます。

4 市長は、プロジェクト制による業務遂行など柔軟な業務組織を積極的に採用し、組織のフラット化による人材の効率的な活用を図るとともに、縦割り業務の弊害をなくさなければなりません。

(総合計画)

第31条 市長は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめ総合計画を策定するものとします。

2 市長は、基本構想及び総合計画の策定にあたっては、市民参画による手続を行い、市民の意見を反映させるとともに、策定後は、広く市民へ分かりやすく説明しなければなりません。

3 市長は、総合計画の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民参画を図り、それぞれの過程の公開及び公表並びに説明を行うものとします。

(市民活動団体との連携)

第32条 市の執行機関は、公共の福祉及び公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、情報の共有化を図っていくとともに、必要な支援等に努めます。

(総合的な行政サービス)

第33条 市の執行機関は、市民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な連携を図り、総合的な行政サービスを提供するものとします。

(行政手続)

第34条 市の執行機関は、市政運営における公平及び公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する必要な事項を、別に条例で定めるものとします。

(財政運営)

第35条 市長は、健全な財政運営を継続するため、財政状況を総合的に把握し、財政計画を定め、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するものとします。

(財産管理)

第36条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を個別財産ごとに定めるものとします。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分または取得の予定、用途、管理の状況、その他前項の目的を達成するために必要な事項が明らかとなるように定めな

ればなりません。

(財政状況等の公表)

第37条 市長は、資産、負債及び資金の移転等の現況を正確に把握するため、出資団体等を含めた全会計の連結決算を行ない、財政診断に必要な財務諸表や、発生主義会計による財政収支を明らかにする財政状況資料を作成しなければなりません。

2 市長は、予算の執行状況ならびに財産、地方債、一時借入金の現在高その他財政に関する半年ごとの財政状況等を公表し、見解を示し、わかりやすく市民に説明しなければなりません。

3 市長は、事業ごとの予算及び決算を明らかにし、進捗度や計画達成度を明示する独自の行政評価を行なうとともに、第三者評価を受け、その過程及び結果は、速やかに市民に公表しなければなりません。

第10章 国及び他の地方公共団体等との連携

(国及び他の地方公共団体等との連携)

第38条 熊本市は、共通する課題の解決を図るため、外国の自治体及び NGO、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

第11章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第39条 この条例は、熊本市の自治の基本事項について定めた最高規範であり、市の執行機関は、他の条例、規則等の制定改廃及び各種行政計画等の策定にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければなりません。

(自治推進委員会の設置)

第40条 この条例の理念の実現にむけ、熊本市の自治の推進に関する基本事項を審議するため、自治推進委員会を設置するものとします。

2 自治推進委員会は、市長に意見を述べることも、条例の見直し等を市長に進言することができます。

3 自治推進委員会は、自治に識見を有する者及び、市民、市議会議員及び市職員によって構成します。

4 自治推進委員は、構成員総数25人とし、2分の1以上を公募市民とします。

(条例の見直し)

第41条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じることができるものとします。

2 市長は、前項の見直しに際しては、この条例の設立経緯に準じて、公募の市民参画による検討委員会を組織するものとします。

附 則

この条例は、平成17年〇月〇日から施行します。

5 二巡目に参考とした条例案

(1) 正副会長試案

総 則

1 前文（条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたもの）

(1) 熊本市がどういうまちであるか。⇒地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化 など

(2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。⇒情報共有、参画、協働 など

(3) 自治基本条例制定の意義 ⇒地方自治の本旨の実現、最高規範性 など

2 目的（条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を示すもの）

（条例に規定する内容を明らかにするもの）

(1) 自治の基本理念を明らかにすること。

(2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めること。

(3) 自治を進めるための基本原則を定めること。

（最終目的）

(1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すということ。

3 自治の基本理念（自治を進める際の基本的な考え方）

地方自治の本旨に基づき団体自治を確立し、住民自治の拡充・推進を目指すため、次の基本理念を掲げる。

(1) 熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。

(2) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。

(3) 一人ひとりの人権を尊重すること。

(4) 主権者である市民の意思を適切に反映した市政が行われること。

(5) 市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。

(6) 持続可能な循環型地域社会を実現すること。

4 自治運営の基本原則（自治を運営する際の基本原則）

(1) 情報共有の原則

(2) 参画の原則

(3) 協働の原則

5 定義について

(1) 住民

①熊本市の区域内に住所を有する者

(2) 市民

①熊本市の区域内に住所を有する者

②熊本市の区域内に通勤する者

③熊本市の区域内に通学する者

④熊本市の区域内で事業を営むもの

⑤熊本市の区域内で活動するもの

(3) 市の執行機関等

①市長

②教育委員会

- ③選挙管理委員会
- ④人事委員会
- ⑤監査委員
- ⑥農業委員会
- ⑦固定資産評価審査委員会
- ⑧公営企業管理者
- ⑨消防長

(4) 参画

①施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。

(5) 協働

①同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。

(6) まちづくり

①自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動

(7) 市政

①市議会、市の執行機関等が行う全ての活動

(10) 市

(11) 自治

(12) 地方政府

(13) 出資団体等

(14) コミュニティ

(15) 地域のまちづくり

項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合協議

役割

1 市民の権利と責務

(1)市民の権利

市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有します。

- ① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利
- ② 市政に参画する権利
- ③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利

(2) 市民の責務

自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。

- ① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。(義務規定)
- ② 市政への積極的な参画 (努力規定)
- ③ 自らまちづくりに取り組む(努力規定)
- ④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。(努力規定)

2 市議会の役割

(1) 市議会の役割

市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

- ① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現 (努力規定)
- ② 広範な市民の意見の聴取や集約 (努力規定)

③ 分かりやすく開かれた議会運営（努力規定）

(2) 市議会議員の責務

①政策の提案及び立法に関する活動を行うこと（努力規定）

②市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと（努力規定）

③説明責任を果たすこと(努力規定)

3 市の執行機関等の役割

(1) 市長の責務

① 市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

② 市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

(2) 市の執行機関等の役割

① 公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。(努力規定)

(3) 職員の責務

① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。

② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。(義務規定)

③ 自己研さんに励む。(努力規定)

情報共有

1 情報共有

(1)情報共有

①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。(義務規定)

②市の執行機関等及び市議会は、情報公開条例に定めるところにより、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。(努力規定)

③市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。(努力規定)

④市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(努力規定)

(2)個人情報保護

①市の執行機関等及び市議会は、個人情報保護条例に定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。(義務規定)

参画

2 参画

(1)参画の原則

①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)

②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。(義務規定)

(2)市民参画のための仕組み

①市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備(義務規定)

②市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。(義務規定)

③市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。(努力規定)

(3) 青少年・子どもの参画

①青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。

②市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。(努力規定)

協働

3 協働

(1) 協働の原則

①市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)

(2) 協働のための仕組み

①市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。(義務規定)

②市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体(自治会等の地域団体、NPO法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図る。(義務規定)

(3) 参画と協働によるまちづくり条例

①その他必要な事項は、別に条例で定める。

コミュニティ(地域のまちづくり)

①市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを行う。(努力規定)

②市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。(義務規定)

③市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。(義務規定)

市政運営

1 市政運営の基本原則

(1)市の執行機関等及び市議会は、以下の原則に基づき市政運営を行うこととする。

① 自治の基本理念、自治の基本原則にのっとり市政運営を行うこと。

② 健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。

③ 市民に対しての説明責任を果たすこと。

2 総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営

(1)総合的かつ計画的な市政運営

①市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。(義務規定)

②市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。(努力規定)

③市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。(義務規定)

④市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。(義務規定)

(2) 効率的で効果的な行財政運営

①市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。(義務規定)

②市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表する。(義務規定)

③市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。(義務規定)

3 組織体制、審議会等、総合的な行政サービス、人事体制

(1) 組織体制

①市の執行機関等は、効率的で機能的な組織体制を整備する。(義務規定)

(2) 人事体制

①市の執行機関等は、適正な人事評価及び配置を行う。(努力規定)

②市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図る。(義務規定)

(3) 審議会等

①市は、必要に応じ審議会等を設置する。

②市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任する。(努力規定)

(4) 総合的な行政サービス ①市の執行機関等は、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する。(義務規定)

4 行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度

(1) 行政手続

①市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護する。(努力規定)

(2) 意見等の取り扱い

①市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望、苦情に対し、迅速かつ誠実に対応する。(努力規定)

②市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開する。(義務規定) (3) 苦情処理機関の設置 (公的オンブズマン制度)

①市の執行機関等は、市民の行政運営に関する苦情を処理するための第三者機関を設置する。(努力規定)

(4) 説明責任

①市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市政運営に関する情報を、市民にわかりやすく説明する。(義務規定)

(5) 公益通報制度

①市の執行機関等は、公益通報を受ける体制を整備する。(義務規定)

②市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じる。(義務規定)

住民投票

1 住民投票

(1) 住民投票

①市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。

②市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定)

(2) 住民投票の請求及び発議

①市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

②市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

③市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等

1 国、他の地方公共団体等との連携

(1) 国、他の地方公共団体等との連携

①市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める。(努力規定)

②市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努める。(努力規定)

③市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努める。(努力規定)

2 自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し

(1) 自治推進委員会

①市長の附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置する。(義務規定)

②委員会は、市長の諮問に基づき、自治の基本原則に関する重要事項を審議する。(義務規定)

③委員会は、前項に規定するもののほか、自治の基本原則に関する重要事項について市長に意見をのべることができる。

④委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成される。(義務規定)

⑤委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。(義務規定)

(2) 最高規範性

①他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とする。(義務規定)

②市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努める。(努力規定)

(3) 条例の見直し

①市長は、条例施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。(義務規定)

②市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえる。(義務規定)

(4) 附則

① 施行日

② その他必要事項

(2) 林委員、西村委員提出条例案

【前 文】

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

(住民主権)

第 2 条

(定 義)

第 3 条

(最高規範性)

第 4 条

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

(自治の基本理念)

第 5 条

(自治運営の基本原則)

第 6 条

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

(住民の権利及び責務)

第 7 条

第2節 議会の設置と役割

(議会の設置)

第 8 条

(市議会の権限等)

第 9 条

(市議会の責務)

第 10 条

(市議会の会議)

第 11 条

(市議会への住民参加)

第 12 条

(市議会議員の責務)

第 13 条

第3節 市長及び執行機関の設置と役割

第1款 市長及び執行機関

(市長及び執行機関の設置)

第 14 条

(市長の権限)

第 15 条

(市長の責務)

第 16 条

(執行機関の連携及び協力)

第 17 条

(参 与等)

第 18 条

(補助機関である職員の責務)

第 19 条

第2款 行政運営の基本原則

(行政経営の基本原則)

第 20 条

(総合計画)

第 21 条

(健全で透明な財政運営)

第 22 条

(自治体法務)

第 23 条

(行政評価)

第 24 条

(行政改革)

第 25 条

(総合的な行政サービス)

第 26 条

(要望、苦情等への対応)

第 27 条

(公的オンブズマンの設置)

第 28 条

(行政手続き)

第 29 条

(出資団体等)

第 30 条

(監 査)

第 31 条

(外部監査)

第 32 条

(公益通報)

第 33 条

(災害に関する対応)

第 34 条

第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営

(情報を取得する権利)

第35条

(情報公開・共有の原則)

第36条

(行政の意思決定過程の情報の共有)

第37条

(情報公開制度の確立)

第38条

(市の情報の収集及び管理)

第39条

(個人情報の保護)

第40条

(説明及び応答責任)

第41条

第2節 参画による自治運営

(参画推進の原則)

第42条

(住民参画制度の確立)

第43条

(市政への男女参画の推進)

第44条

(青少年、子どもの市政への参画の推進)

第45条

(住民の学習に関する支援)

第46条

(意見及び提案制度)

第47条

(パブリックコメント)

第48条

(審議会・市民会議)

第49条

(住民投票)

第50条

第3節 協働による自治運営

(協働の推進の基本原則)

第51条

(協働推進評価委員会の設置)

第52条

第4節 住民自治による地域自治の運営

第1款 地域における住民の自治活動の推進

(地域における住民と諸団体との自治活動の原則)

第53条

(学校と地域との連携)

第54条

第2款 都市内分権

(合併特例区)

第55条

第5節 自治推進委員会の設置

(自治推進委員会の設置)

第56条

第5章 国、県及び他の自治体等との政府関係

(国及び県等との政府間関係)

第57条

(他の地方公共団体等との連携)

第58条

(国際関係)

第59条

第6章 条例の制定及び見直し

(条例の制定及び見直し)

第60条

附 則

【 前 文 】

自治の基本理念と自治運営の基本原則を定めた熊本市自治基本条例を制定する。
住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営。
国、熊本県と対等な立場で相互協力をする関係。
地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営。
自治基本条例の最高規範性の宣言。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、熊本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を明らかにし、住民の信託に基づく市議会及び市長その他の執行機関等の役割と責務等を明らかにするとともに、住民自治による情報の共有と住民参画・協働の市政運営に務め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた持続可能な循環型地域社会の実現を図ることを目的とします。

(住民主権)

第2条 住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員及び市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 自 治 住民が、地方公共団体である熊本市を、自ら治めることをいいます。
- (2) 住 民 地方公共団体である熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第10条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。
- (3) 通勤・通学者 市内に通勤し若しくは通学する者をいいます。
- (4) 事業者等 市内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。
- (5) 市 政 市における市議会、市長及び市の執行機関の政策及び活動のすべてをいいます。
- (6) 市 長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (7) 参 画 市政に関する課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの行政過程に主体的に住民が参画することをいいます。
- (8) 協 働 住民、通勤・通学者、事業者等、市議会及び市長等は、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力し、公共的目的を果たすことをいいます。
- (9) 地域づくり 良好な環境及び福祉の住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う地域における活動をいいます。
- (10) 出資団体等 次に、該当するものを出資団体等といいます。
 - ア 市が出資している団体
 - イ 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体
 - ウ 市が事務事業の委託及び自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体
 - エ 市の職員を派遣している団体

(最高規範性)

第4条 この条例は、熊本市における自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図らなければなりません。各計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 この条例を実効あるものとするためには、本条例の各条文に定める個別手続き条例の制定が不可欠であるから、早急に制定するものとします。

3 住民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、熊本市の住民自治の推進及び団体自治の確立に努めます。

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

（自治の基本理念）

第5条 市は、次に掲げることを基本理念として、地方自治の本旨に基づき住民自治の拡充・推進を図るとともに、団体自治の確立を目指します。

- (1) 住民主権 住民が地方公共団体である熊本市の主権者として、住民自治を実現することが、地方自治の根幹であります。
- (2) 信託に基づく市政 地方公共団体である熊本市の主権者である住民から信託された市議会及び市長は、二元代表制のもとで住民自治の原理に基づき、情報公開と住民参画・協働を基本として公正で透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。
- (3) 住民の人権の尊重及び福祉の増進 住民は、平等として扱われ、国籍、障害の有無、性別、年齢、政治的、経済的、社会的関係等において差別されません。
市議会、市長及び市の執行機関は、住民の利益と権利を擁護し、住民の福祉の増進のため、最大限努力しなければなりません。
- (4) 持続可能な循環型地域社会の実現 市議会、市長及び市の執行機関は、地域資源の有限性を自覚し、地域における自然、経済、文化の均衡のとれた住みよい地域社会を目指し、国際的関係をも視野に入れて、情報公開と住民参画を基本とした市政のもとに、多様で豊かな持続可能な循環型地域社会の実現を目指します。
- (5) 市と県と国の対等な関係 市は、国及び県と対等・協力関係の下で、団体自治を実現し、住民自治の原則に基づき、住民の市政への参画・協働のもとに、自立的でかつ透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

（自治運営の基本原則）

第6条 住民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる基本原則の下に自治の運営を行います。

- (1) 住民自治の原則 地域の問題は、住民自治の原則により解決していくこと。
- (2) 情報共有の原則 市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に住民に公開・提供し、情報の共有を図ること。
- (3) 参画の原則 参画の定義を基本として市政運営を行うこと。
- (4) 協働の原則 協働の定義を基本として進めること。
- (5) 説明・応答の原則 市議会、市長等及び自治法第157条に定める公共的団体等は、住民に対してそれぞれの所掌事務に関して説明を行い、かつ、住民からの意見・質問等に対して誠実に説明・応答をすること。

2 住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと。

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

(住民の権利及び責務)

第7条 住民は、憲法に規定する基本的人権を有し、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されます。

2 住民は、自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利を有し、これを行行使することができます。

3 通勤・通学者及び事業者等は、法令又はその性質上保有できない権利を除き、前2項及び次項以下の権利を等しく行使することができます。

4 住民は、本条第1項及び第2項に規定するもののほか、主権者として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができます。

- (1) 市政に関し、市議会及び市長等に対して、情報を取得する権利
- (2) 自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利
- (3) 市政に参画する権利
- (4) 市政に関し、意見を表明し、又は提案する権利
- (5) 市政に関し、説明を求める権利及び学習する権利
- (6) 市議会及び市長等に対して、協働を請求する権利（以下「協働請求権」といいます。）及び諾否をする権利（以下「協働諾否権」といいます。）

(7) 安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利

(8) 青少年・子ども（未成年者の住民をいいます。以下同じ。）の市政に参画する権利

(9) 阿蘇からの地下流水である市内の地下水を公水と位置づけ、清浄な地下水を享受する権利

5 住民は、その権利の行使に当たっては、自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。

6 事業者等は、自由で自立した活動を営むとともに、住民及び市と相互に連携し、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚して、地域社会との調和を図り、安全で良好な環境の実現に寄与するように務めなければなりません。

第2節 議会の設置

(議会の設置)

第8条 市に、議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。

(市議会の権限等)

第9条 市議会は、住民の信託を受けた議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体としての団体意思を形成する役割を果たします。

2 市議会は、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の団体意思を決定する権限を有します。

(市議会の責務)

第10条 市議会は、広く多様な住民の意見を聴き、市議会の審議その他の活動の透明性を確保し、開かれた議会の運営に務めなければなりません。

2 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっ

とり、常に住民の利益と権利を保障するとともに、住民の福祉の増進を基本にして進めなければなりません。

（市議会の会議）

第11条 市議会の会議は、討議を基本とします。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。

（市議会への住民参加）

第12条 市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。

（市議会議員の責務）

第13条 市議会議員は、住民の信託を受けた住民の代表として高い倫理観の下、地域の課題や住民の意見を把握するとともに、政策の提案及び立法に関する活動に務め、かつ、開かれた議会運営をとおして、住民のために誠実に職務を行います。

第3節 市長及び執行機関の設置と役割

第1款 市長及び執行機関

（市長及び執行機関の設置）

第14条 市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。

（市長の権限）

第15条 市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。

2 市長は、自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

（市長の責務）

第16条 市長は、その権限の行使に当たっては、広く住民の意見を聴くとともに、この条例の自治の基本理念、自治運営の原則及び各制度を遵守し、住民との情報の共有及び市政への参画を基本として、説明・応答の市政運営に務め、住民の利益と権利を擁護し住民の福祉の増進を最大限に図り、公正かつ誠実・透明を基本としなければなりません。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民及び市議会に説明するとともに、その評価を含め達成状況を報告しなければなりません。

（執行機関の連携及び協力）

第17条 市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、一体として執行機関相互の連携及び協力を図りながら、機能的な運営を目指さなければなりません。

（参与等）

第18条 市長は、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。

（補助機関である市の職員の責務）

第19条 職員は、市長の補助機関として、その職責が住民の信託に由来し、一部の奉仕者ではなく、住民全体の奉仕者であることを自覚し、憲法、法令及びこの条例の基本理念・自治運営の基本原則、各制度等を理解し、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければなりません。

2 職員は、地域課題の発見に努め、かつ解決の方策を工夫し、先進自治体の事例に学び、政策実務の知識及び応用能力の向上に努めるとともに、創意をもって住民と協議・協働し、住民自治を実現しなければなりません。

3 市は、前項に定める職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実するとともに、職員の自己研修のために、多様な機会を保障しなければなりません。

第2款 行政運営の基本原則

（行政運営の基本原則）

第20条 市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行います。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定します。
- (2) 行政運営は、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、行わなければなりません。
- (3) 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。
- (4) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければなりません。
- (5) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければなりません。
- (6) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点に立ち、情報公開を進める等必要な指導及び調整を行わなければなりません。

（総合計画）

第21条 市の行政は、総合計画に基づいて、計画的に行わなければなりません。

- 2 総合計画は、住民の参画の手続きを経て案が作成され、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための基本計画により構成され、議会の議決により策定される最上位の計画です。
- 3 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます。
- 4 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。
- 5 市長等は、総合計画について、住民への周知を図り、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。
- 6 総合計画以外の計画は、総合計画を基礎として、財政計画の裏づけと結合していかなければなりません。

（健全で透明な財政運営）

第22条 市の財政の状況を総合的に把握し、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければなりません。

- 2 市は、一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算を行い、財務諸表を作成し、公表しなければなりません。
- 3 市は、予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明に加えて、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明らかにするため、目・節を明記し、これを公表しなければなりません。
- 4 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければなりません。
- 5 市の予算は、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければなりません。
- 6 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて、住民に公表しなければなりません。
- 7 市の決算の公表に当たっては、改善点を明確にして、住民に公表しなければなりません。
- 8 市の財産については、次の各号により管理等を行うものとします。
 - (1) 市の財産管理に当たっては、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければなりません。
 - (2) 前号の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況、その他前号の目的を達成するため必要な事項が明らかになるように定めなければなりません。
 - (3) 財産の取得、管理及び処分は、法令等に定めるもののほか、第1号に定める管理計画に従って進めなければなりません。
- 9 市は、財政運営の効率的推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します。

(自治体法務)

- 第23条 市は、この条例を最高規範とする体系のもとに、条例、規則、要綱を整備するとともに、各政策分野における条例等を制定し、この体系の中に、位置づけなければなりません。
- 2 市は、住民の多様な価値観や市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するとともに、総合計画に基づいた地域の特性を生かした、自治立法権と自主解釈権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければなりません。
 - 3 市長は、住民のさまざまな法的要望、活動に対して、法務の側面から支援するものとします。
 - 4 市長は、制定した条例、規則、要綱等を体系的にまとめて、毎年度これを公表するものとします。
 - 5 市長は、職員の法務に関する能力の向上を図るため、明確な基準を設定・公表した上、職場内公募を実施し、法科大学院等への派遣等を行い、職員の法務に関する能力の向上を図らなければなりません。

(行政評価)

- 第24条 市長は、効率的でかつ、効果的な行政運営を図るため、全ての施策及び事業の行政評価を年1回実施しなければなりません。
- 2 市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った視点に立って評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を、積極的に住民に公開・提供しなければなりません。
 - 3 市長は、行政評価の成果と同時に必ず問題点、改善点を明らかにし、それを総合計画、施策、事業、予算・財政、組織等の必要な見直し等に生かさなければなりません。
 - 4 市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として、行政評価委員会を設置します。

(行政改革)

第25条 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。

2 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。

3 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。

(総合的な行政サービス)

第26条 市長等は、住民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

(要望、苦情等への対応)

第27条 市長等は、市政に関する住民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに住民に回答しなければなりません。

2 市長等は、住民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追究し、再発防止、未然防止等の適切な対応に努めなければなりません。

3 市長等は、毎年度、住民の要望、苦情等への対応状況について、年次報告を取りまとめ、これを公表します。

(公的オンブズマンの設置)

第28条 市長は、住民の行政運営に関する苦情を公正かつ中立的な立場で、的確かつ迅速に処理することにより、住民の権利利益の擁護を図り、市政に対する信頼性を高め、公正かつ透明な行政の推進を図るため、別に条例で定める熊本市公的オンブズマン（以下「公的オンブズマン」という。）を設置します。

2 公的オンブズマンは、住民の代理人として3名により構成し、住民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うものとします。

3 市長等は、公的オンブズマンの職務の遂行に関してその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、公的オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければなりません。

4 市長は、公的オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、行政に関して優れた識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱するものとします。

5 市長等及び職員は、公的オンブズマンの職務の遂行に関し、協力する義務を負うものとします。

6 公的オンブズマンは、苦情の申立に対する意見・提言等の内容について、改善点及び問題点の指摘を含めて年次報告書を作成し、これを公表するものとします。

(行政手続)

第29条 市長等は、住民の権利の擁護と利益を図るため、行政処分、行政指導、届出に係る手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 前項の手続に関して、必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(出資団体等)

第30条 市長等は、出資団体等に関し、市との関係、出資団体等の経営及び財政状態等に関して、資料を作成し、毎年度、市からの資金の流れ及び出資団体等の運営体制及び経営状況等に関して公表するものとします。

2 市長等は、出資団体等について、経営及び財政状態等を総合的に評価・検討して、その継

続・廃止について結論を出し、これを公表しなければなりません。

- 3 市長等は、出資金及び補助金の交付等が適正に運営されているかどうかを審査するため、公募住民、学識経験者、専門家等を委員とする第三者機関として、出資・補助金等適正委員会（以下「適正委員会」という。）を設置します。
- 4 前項の適正委員会の手続き、運営に関しては、別に条例で定めるものとします。
- 5 市長等は、出資団体等に関して、住民から苦情を受けた場合は、事実の調査をした上、当該団体に対して、意見、助言等を述べるとともに、その結果を公表するものとします。

（監査）

第31条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとします。

（外部監査）

- 第32条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者（以下「外部機関等」という。）に監査を実施させることができます。
- 2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市長等に対して監査委員に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。
 - 3 市長等は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させ、その結果を公表するものとします。ただし、監査を実施させないときは、請求した住民に説明するとともに、その理由を公表するものとします。
 - 4 前3項に規定する外部監査機関等による監査の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

（公益通報）

- 第33条 市の職員及び出資団体等の役員、職員（以下「職員等」という。）は、法令に違反する事実、人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し又はこれらに重大な影響を与える恐れのある事実気付いたとき並びに公益に反する恐れのある事実、事務事業にかかる裁量の誤りに気付いたときは、これを放置せず、かつ、隠すことなくその事実を別に定める弁護士等を委員とする第三者機関等に通報しなければなりません。
- 2 第三者機関等は、職員等の外、市民からの通報による場合も、調査を開始しなければなりません。
 - 3 第三者機関等の調査に対して、職員等は協力する義務があります。
 - 4 正当な公益通報を行った職員等は、その公益通報をしたことを理由に不利益を受けないよう保障されなければなりません。
 - 5 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

（災害に対する対応）

- 第34条 市長等は、災害から住民の安全・安心な生活を確保し、常に災害の事態に備え、迅速に対応するため、その体制を整備しなければなりません。
- 2 市長等は、災害の発生に対処するため、日頃から必要な情報を住民に周知しなければなりません。
 - 3 市長等は、災害の発生時には、住民と情報を共有するとともに、関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、対策を講じなければなりません。
 - 4 住民は、災害の発生時には、自らの安全確保を図るとともに、地域コミュニティの一人として、隣人を助け、互いに協力して災害に対処しなければなりません。

第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営

(情報を取得する権利)

第35条 住民は、市政の主権者として、市政に関する情報を取得する権利を有します。

(情報公開・共有の原則)

第36条 市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。

(行政の意思決定過程の情報の共有)

第37条 市長等は、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。

2 前項における意思決定過程の情報は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
- (2) 検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由
- (3) 他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況
- (4) 総合計画における位置づけ
- (5) 当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
- (6) 政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況
- (7) 将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果
- (8) 政策・計画等にかかる住民参加の状況

(情報公開制度の確立)

第38条 市の保有する情報は、情報公開制度の対象になり、住民は市に対して情報の開示請求ができます。

2 市は、次の各号の情報を、公表・公開及び提供しなければなりません。

- (1) 計画に関する情報（総合計画、実施計画、事業計画及び分野別計画、地域計画、地区計画、国及び他の自治体と関連する計画）
- (2) 条例制定、改正及び廃止に関する情報
- (3) 行政評価に関する情報
- (4) 財政、予算及び決算等に関する情報
- (5) 住民参画に関する情報
- (6) 行政との協働に関する情報
- (7) 出資団体等に関する情報
- (8) その他、新しく発生した事務で、住民に対し重要な影響を及ぼす情報

3 市は、先進自治体の施策及び具体的事例等を調査、検討し、これを本市に役立てるとともに、住民に公表しなければなりません。

(市の情報の収集及び管理)

第39条 市は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、住民に速やかに提供できるように統一された基準により、整理し、保存及び管理しなければなりません。

(個人情報保護)

第40条 市は、住民の基本的人権である個人の尊厳を確保するため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、住民の自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利に対して、適切な

措置を講じなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(説明及び応答責任)

第41条 市議会及び市長等は、意思決定過程における情報等を含めて市政に関する事項について、誠実に説明及び応答する責任があります。

2 市議会及び市長等は、住民から寄せられた意見、要望・疑問等に対し、関係資料を明らかにして、対話を通して誠実に応答する責任を果たします。

3 公共的団体等は、その所掌する事務に関し住民からの意見、質問等に対して、誠実に説明・応答します。

第2節 参画による自治運営

(参画推進の原則)

第42条 市は、住民の参画を推進し、住民の参画の機会を保障しなければなりません。

(住民参画制度の確立)

第43条 市は、住民が市政に参画する権利を保障するため、次に挙げる重要事項は、参画の対象にしなければなりません。

(1) 次に掲げる計画の策定、計画の進行管理、計画の改定及び廃止のとき。

ア 総合計画(基本構想・基本計画(10年計画))

イ 実施計画(3年計画)、事業計画(1年計画)

ウ 分野別計画

エ 地域計画、地区計画(小学校単位)

オ 法令又は条例に規定する計画

カ 国及び他の自治体にかかわる計画

(2) 条例、規則及び要綱(政策、計画、事業の基準等を定めるもの)を制定、改定及び廃止するとき。

(3) 予算の編成及び決算のとき。

(4) 住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定のとき。

(5) 行政評価の実施のとき。

2 参画の形態及び参画の手続は、住民の多様な意見が反映できるように手だてを講じなければなりません。

3 市長は、参画の評価を行うため、第三者機関として住民参画推進評価委員会を設置します。

4 住民参画推進評価委員会は、市長に対し、前項に規定する評価結果の問題点及び改善点について、勧告・提言を行うものとします。

5 市長は、住民参画推進評価委員会の勧告・提言がなされたときは、これを尊重しなければなりません。

6 住民参画推進評価委員会は、住民の参画の記録を各年度毎に作成し、これを公表するものとします。

7 住民参画に関する手続き等に関しては、別に住民参画推進条例で定めるものとします。

(市政への男女共同参画の推進)

第44条 市は、男女の人権が尊重された、多様な生き方を地域において選択し、地域社会のあらゆる活動に参画し、責任を分かち合える地域社会を目指さなければなりません。

2 市は、男女の平等を基本にして、市政に男女が多様に参画できるように手だてを講じなければなりません。

3 市は、男女共同参画の地域社会を、着実に実現させるために、男女共同参画の計画を策定

しなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進のために、女性センターを設置し、女性のスタッフ及び専門的知識を有する者を育成し、充実した組織にしなければなりません。

5 市は、男女共同参画計画の推進のため、第三者機関として、男女共同参画推進委員会を設置しなければなりません。

6 市は、男女共同参画計画の進捗状況について、毎年度公表しなければなりません。

7 市は、男女共同参画推進に関し及び第三者機関として設置する男女共同参画推進委員会については、別に条例で定めます。

(青少年、子どもの市政への参画の推進)

第45条 青少年及び子どもは、教育を受け健康に育つ権利があります。

2 青少年及び子どもは、社会の一員として、市政に参画する権利があります。

3 青少年及び子どもは、社会の一員として市政に関し、意見を述べ提案する権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に相応しい形で市政に参画することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

5 市及び住民は、青少年及び子どもが能力に応じた役割を果たすことができるように、適切な支援に努めなければなりません。

6 市は、小学校高学年、中学生及び高校生の参加する「こども議会等」の学習の機会を付与し、多様な支援をしなければなりません。

(住民の学習に対する支援)

第46条 住民は、自ら考え判断し市政に参画するため、学習に努めなければなりません。

2 市は、新しい課題の発生等について、学習会を積極的に開催するとともに、住民の学習を保障するため、学習する機会、場所の提供及び講師の派遣等の支援をします。

3 住民は、市に対して学習するための場所の提供、学習の目的に応じた講師の要請等の支援を求めることができます。

(意見及び提案制度)

第47条 市長は、住民からの意見及び計画等の提案制度を創設します。

2 住民、通勤通学者及び事業者等は、意見の表明又は計画の提案ができます。

3 市長は、提案されたものに対して、提案者の説明を聞かなければなりません。

4 市長は、第三者機関である住民意見提案評価委員会を設置します。

5 市長は、提案されたものに対して、評価を公表し市政に反映するようにします。

6 市長は、意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表します。

7 市長は、提案の手続き等及び第三者機関として設置する住民意見提案評価委員会については、別に条例で定めます。

(パブリックコメント)

第48条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例案等を策定するに当たり、住民の意見を反映するために事前に案を公表し、広く住民に対して説明をし、説明会場等で文書及び口頭で直接住民に説明し、その質問に対話を通じて誠実に応答します。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された住民の意見を尊重してこれを取り入れるように努めるとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。この公表に際しては、意見を取り入れない場合の理由も含めて公表します。

3 市は、パブリックコメントの意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表します。

4 前3項の手続き及び公表については、別に条例で定めます。

(審議会・市民会議等)

第49条 市長等は、住民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、審議会・市民会議等を設置することができます。

- 2 市長等は、前項の規定により審議会・市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女の比率、年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたる就任及び同時期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるよう選任しなければなりません。
- 3 市長等は、委員のうちの三分の一を住民から公募し、委員に選任します。
- 4 前項の公募委員は、学識経験者を含む第三者委員会により、選考します。
- 5 前2項の公募の基準、審査基準及び住民からの応募期間は、少なくとも一箇月間を確保した上でこれを公表するものとし、選任された公募委員の論文等の結果は、これを公表して、選任の公正・透明性を確保します。
- 6 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、正当な理由がない限り、審議会等の会議を公開しなければなりません。

(住民投票)

第50条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く直接住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。
- 5 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。
- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について、市議会の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- 7 市長は、第2項の規定による請求権者の連署が、直近の市議会議員選挙及び市長選挙の投票率のうち、いずれか高い投票率の六分の一以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- 8 前各項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
- 9 住民、市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果に従わなければなりません。

第3節 協働による自治運営

(協働の推進の基本原則)

第51条 市は、住民との協働を推進し、対等な立場で目的を共有し、相互の立場を尊重し、協力して目的を達成します。

- 2 住民と市長等間の協働は、対等な立場で協議し、協定を締結して、公共的目的を達成します。
- 3 住民は、市長等に対して、協働の提案をすることができます。

- 4 市長等は、前項の住民からの協働の提案があった場合は、これに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けます。
- 5 協働にかかる手続き、協働の形態等については、別に条例で定めます。

(協働推進評価委員会の設置)

- 第52条 住民と市長等間の協働するための第三者機関として、協働推進評価委員会を設置します。
- 2 市は、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

第4節 住民自治による地域自治の運営

第1款 地域における住民の自治活動の推進

(地域における住民と諸団体との自治活動の原則)

- 第53条 住民は、住民自治の原則に基づいて地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会的貢献活動、地域づくりその他の自主的な活動を推進するために、主体的に組織等を作り、自主的かつ自立した活動を営むことができます。
- 2 住民は、住民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重し、福祉の充実、地域社会と連携した教育の向上、住民が住みよい良好な環境等の地域社会の実現を目指した地域計画を策定し、これに向けて活動するものとします。
 - 3 市長等は、地域づくり活動を尊重し、コミュニティセンター及び公民館等を中心にして、その活動が推進されるよう地域行政を推進します。
 - 4 地域づくりに関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(学校と地域との連携)

- 第54条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民の学校運営への参加を積極的に進めると同時に、地域づくりの拠点としての学校の役割を高めるように努めるものとします。

第2款 都市内分権

(合併特例区) (旧 富合町)

- 第55条 市は、住民にとって身近な地域を区域とする合併特例区を設置します。
- 2 市は、合併特例区に合併特例区協議会、合併特例区長及び事務所を置きます。
 - 3 市長は、合併特例区協議会の構成員及び合併特例区長の選任を、公正で、かつ、合併特例区の区域に住所を有する住民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、住民による投票を主体とした選任手続きを採用します。
 - 4 前3項に定めるもののほか、合併特例区の設置に関し必要な事項並びに合併特例区協議会の構成員及び合併特例区長の選任の手続き等については、別に条例で定めます。

第5節 自治推進委員会の設置

(自治推進委員会の設置)

- 第56条 熊本市の自治の基本理念、自治運営の基本原則及び自治の推進に関する事項を審議するため、自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「自治推進委員会」といいます。)を設置します。
- 2 自治推進委員会は、市長の諮問に基づく事項の審議の外、自治推進委員会の発意に基づい

て決定した自治推進の事項についても審議し、その結果を市長に答申することができるものとします。

- 3 市長は、自治推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。
- 4 自治推進委員会は、地方自治に識見を有する者及び住民による計15人以内の委員によって構成します。
- 5 自治推進委員会の委員は、透明かつ公正な選任基準のもとに、第三者機関により選任されるものとします。
- 6 自治推進委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 7 住民は、自治推進委員会に対して、要望等を提出することができます。
- 8 自治推進委員会は、住民から提出された要望等を直接意見を交換した上、審査・検討し、その結果を提案者に直接説明します。
- 9 自治推進委員会の調査活動について、市長等及び補助機関である職員は、協力する義務を負うものとします。
- 10 自治推進委員会の会議は、少なくとも年12回開催するものとします。
- 11 自治推進委員会の会議は、公開とし、議事録は速やかに公表するものとします。
- 12 前各項に定めるもののほか、自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

第5章 国、県及び他の自治体等との政府関係

（国及び県等との政府間関係）

第57条 市は、基礎的自治体である市町村優先の原則に基づき、国及び県等（以下「国等」といいます。）との適切な政府間関係の確立が図られるように、国等に対して、制度、政策等の改善に向けた取組みを積極的に行うとともに、関係団体、住民と連携協力し、自治基盤の強化を図らなければなりません。

（他の地方公共団体等との連携）

第58条 市は、他の地方公共団体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、住民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければなりません。

（国際関係）

第59条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、住民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとします。

第6章 条例の制定及び見直し

（条例の制定及び見直し）

- 第60条 市長は、この条例を制定する場合は、住民投票に付するものとします。
- 2 前項の住民投票は、投票率50パーセント以上で開票し、その過半数の投票で決定するものとし、その手続き等については、別に市長が定めるものとします。
 - 3 市長は、この条例を全部改正又は全部廃止する場合には、本条例第56条に規定する自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。
 - 4 市長は、この条例を一部改正又は一部廃止する場合で、それが自治の基本理念及び自治運営の基本原則の趣旨に反する場合には、本条例第56条に規定する自治推進委員会に諮ると

ともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。

- 5 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じるものとします。
- 6 市長は、前3乃至5項については、広く住民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第56条（自治推進委員会の規定）の規定は、規則で定める日から施行します。
- 2 都市内分権の第55条第3項及び同条第4項の規定は、規則で定める日から施行します。

6 使用した資料一覧

- 全国各市の自治基本条例(64市)
- 要綱制定状況
- 自治基本条例関連資料

カテゴリー	関係法規・条例・制度等
1 総論	日本国憲法
	地方自治法
	地方公務員法
	熊本市基本構想
	他都市の定義状況
	最高規範性他都市の状況
2 役割	熊本市議会会議規則
	熊本市職員の倫理の保持に関する条例
	熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
3 情報	熊本市情報公開条例
	熊本市文書に関する訓令
	熊本市個人情報保護条例
4 参画	PI(パブリック・インボルブメント)マニュアル
	熊本市パブリックコメント(意見公募)制度実施要綱
	熊本市男女共同参画推進条例
	くまもと市男女共同参画プラン
	児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
	パブリックコメント実績
5 協働	市民が公益活動に取り組むための指針(まちづくりの羅針盤)
	熊本市市民活動支援センター規則
	熊本市の後援等に関する要綱
	熊本市ふれあい美化ボランティア制度要綱
	市民参加、参画、協働条例他都市の状況
6 市政運営	熊本市総合計画策定に関する訓令
	熊本市行政評価制度実施要綱
	行政評価の対象及び内容
	地方財政法(抜粋)
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)
	熊本市財政状況の公表に関する条例
	財政ってなあに

6 市政運営	熊本市予算決算規則(抜粋)
	熊本市会計規則(抜粋)
	熊本市物品会計規則(抜粋)
	熊本市財産規則(抜粋)
	熊本市行財政改革推進計画(案)【概要版】
	熊本市監査規程
	熊本市外部監査契約に基づく監査に関する条例
	包括外部監査の実施状況
	熊本市事務分掌条例
	熊本市人材育成基本方針
	審議会等の設置等に関する指針
	熊本市公募委員の選任に関する要綱
	審議会等一覧(H20.4月現在)
	職員の人事評価について
	行政手続法
	熊本市行政手続条例
	熊本市市民の声取扱要綱
	要望・相談事項等の記録に関する基準
	オンブズマン制度 他都市の状況一覧
	熊本市職員等の内部通報制度に関する要綱
	民間労働者等からの公益通報の処理に関する要綱
7 住民投票	住民投票制度の概要
8 合併特例区等	地域自治区・合併特例区制度
9 上越市資料	上越市における都市内分権及び住民自治に関する調査研究報告書
	上越市自治基本条例
	上越市地域自治区の設置に関する条例
	上越市地域協議会委員の選任に関する条例

○委員提出資料、提言、提案等

木下委員資料「行政運営と自治基本条例について」
 林委員資料「熊本市自治基本条例について(本文)」
 林委員資料「熊本市自治基本条例について(参考資料)」
 荒木副会長資料「自治基本条例制定の社会的背景」
 荒木副会長資料「社会環境の変化に伴う市民と行政の役割関係の変容」
 西村委員・田中委員・山形委員提案「熊本市自治基本条例検討委員会への提案書」
 林委員提言「熊本市自治基本条例検討にかかる提言について」

林委員提言「熊本市自治基本条例案にかかる提言について(第一次案)」
林委員提言「熊本市自治基本条例案にかかる提言について(第二次案)」
林委員提言「熊本市自治基本条例案にかかる提言について(第三次案)」
林委員提言「熊本市自治基本条例案にかかる提言について(第四次案)」
林委員提案「最高規範性にかかる提案」
林委員提案「自治基本条例とまちづくり条例に関する提案」
林委員提言「熊本市自治基本条例案にかかる提言について(第五次案)」
林委員照会「合併特例区と地域自治区の法的性格の具体的説明及び他の自治体における運用の実
際について(照会)」
林委員お願い「自治基本条例案正副会長試案の審議について(お願い)」
林委員お願い「自治基本条例林案の取扱い及び自治基本条例案作成の指針について(お願い)」
林委員お願い「上越市自治基本条例及び研究者の報告書の取寄について(お願い)」
林委員提案「正副会長案と林案との比較対照」
林委員資料「熊本市自治基本条例案の比較対照(正副会長試案と林案)の提出」
西村委員意見・提案「西村委員の意見・提案」
林委員問い合わせ「都市内分権に係る問い合わせ(町内会長等及び行政区長の直接公選制の
経過)について」